

EU のアクセシビリティ指令

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 濱野 恵

目 次

はじめに

I アクセシビリティ指令成立の背景及び経緯

- 1 背景
- 2 経緯

II アクセシビリティ指令の概要

- 1 構成及び法的根拠
- 2 総則（第1章）
- 3 アクセシビリティ要件及び自由移動（第2章）
- 4 製品を扱う事業者の義務（第3章）
- 5 サービス提供者の義務（第4章）
- 6 製品・サービスの根本的な改変及び事業者への過度の負担（第5章）
- 7 製品の適合性（第6章～第8章）
- 8 サービスの遵守確認（第9章）
- 9 他のEU法におけるアクセシビリティ要件（第10章）
- 10 委任行為、実施権限及び末尾規定（第11章）

おわりに

翻訳：製品及びサービスのアクセシビリティ要件に関する2019年4月17日の欧州議会及びEU理事会指令（EU）2019/882（抄）

キーワード：欧州アクセシビリティ法、障害者政策、障害者権利条約、欧州障害者戦略2010～2020、公共調達

要 旨

2019年6月、EUは「製品及びサービスのアクセシビリティ要件に関する2019年4月17日の欧州議会及びEU理事会指令(EU)2019/882」を公布した。同指令は、各加盟国におけるアクセシビリティ要件の相違から生じる製品・サービスの自由移動に対する障壁を排除し、EU域内市場が適切に機能するよう貢献することを目的とする。事業者は、同指令の対象となる製品・サービス(主に電子機器・電子サービス)が、同指令に定める要件を遵守したものとなるようにしなければならない。これらの要件は、詳細な技術的要件というよりは、製品・サービスが従うべき原則を示すもので、例えば、複数の感覚経路(視覚と聴覚等)を通じた情報提供等を義務付ける。ただし、これらの要件の遵守が事業者に過度な負担を課す場合は、適用除外となる。加盟国は、2022年6月28日までに同指令を国内実施するために必要な規定を採択し、2025年6月28日から適用する。

はじめに

「アクセシビリティ(accessibility)」とは、障害のある人が、他の者との平等を基礎として(on an equal basis with others)、物理的環境、輸送機関、情報通信及びその他の施設・サービスを利用できることをいう⁽¹⁾。国際連合(United Nations. 以下「国連」という。)の「障害者の権利に関する条約」(以下「障害者権利条約」という。)⁽²⁾は、アクセシビリティを同条約の一般原則の1つとして掲げ(第3条)、障害のある人が自立して生活し、社会に完全かつ平等に参加するための前提条件と位置付けている⁽³⁾。

EUは、これまで、交通機関や公共機関のウェブサイト等の個別分野におけるアクセシビリティに関する法令を制定しており、2010年には障害者権利条約を批准した。2019年6月には、より広い範囲の製品やサービスを対象に、具体的なアクセシビリティ要件を定める「製品及びサービスのアクセシビリティ要件に関する2019年4月17日の欧州議会及びEU理事会指令」⁽⁴⁾

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2021年1月26日である。

(1) European Commission, “European Disability Strategy 2010-2020: A Renewed Commitment to a Barrier-Free Europe,” COM(2010) 636 final, 2010.11.15, p.5. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52010DC0636&from=EN>> この定義は、国際連合の障害者権利条約(Convention on the Rights of Persons with Disabilities)に沿ったものであり、訳語は、同条約の外務省による和訳になった。「障害者の権利に関する条約」2014.1.30. 外務省ウェブサイト <https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/hr_ha/page22_000899.html>

(2) 障害者権利条約は、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める条約である(2006年12月採択、2008年5月発効)。日本は、2007年9月28日に同条約に署名、2014年1月20日に批准した(「障害者の権利に関する条約」(平成26年条約第1号))。同条約は、同年2月19日に日本について効力を発生した。「障害者の権利に関する条約(略称：障害者権利条約)」2019.12.9. 外務省ウェブサイト <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/index_shogaisha.html>

(3) Committee on the Rights of Persons with Disabilities, “General comment No. 2 (2014) Article 9: Accessibility,” 2014.5.22, p.1. United Nations Office of the High Commissioner for Human Rights website <<http://daccess-ods.un.org/access.nsf/Get?Open&DS=CRPD/C/GC/2&Lang=E>>

(4) EU法の法源には、基本条約であるEU条約及びEU運営条約、EU基本権憲章等の「第一次法」と、基本条約に基づきEUの諸機関により採択される「第二次法(派生法)」がある。派生法には、「規則(Regulation)」、「指令(Directive)」、「決定(Decision)」等がある。規則は、その内容が全ての加盟国において直接適用される。指令

(EU) 2019/882」(以下「アクセシビリティ指令」という。)⁽⁵⁾を公布した。本稿は、同指令の制定の背景・経緯及び概要を紹介し、同指令の主要部分を訳出するものである。また、本解説末尾の別表に、アクセシビリティ指令に定めるアクセシビリティ要件及びその具体例を示した。

I アクセシビリティ指令成立の背景及び経緯

1 背景

(1) 現状

欧州委員会によると、EUでは約8000万人(6人に1人)に何らかの障害があり、環境や人々の態度による障壁のために、社会や経済への完全な参加が妨げられているとされる⁽⁶⁾。障害のある人は、十分な就労や教育の機会を得ることが難しく、貧困状態にある割合が障害のない人に比べて高い⁽⁷⁾。年齢が高い層ほど障害のある人の割合は高くなることから⁽⁸⁾、人口の高齢化に伴い、障害のある人の数は今後一層増加すると見込まれている。障害のある人の経済や社会への完全な参加の実現は、EU基本権憲章⁽⁹⁾、EU運営条約⁽¹⁰⁾及び障害者権利条約等によりEU及び加盟国に課された使命であり、EUの持続可能で包括的な成長を実現するためにも、必要不可欠とされている⁽¹¹⁾。

このような状況下において、障害のある人を含め、全ての人にとって利用しやすい製品やサービスへの需要は大きく、今後も増大すると想定される。しかし、アクセシビリティ指令成立前の状況においては、アクセシビリティ全般に関するEU共通の規定はなく、各加盟国で様々な法令や指針が策定されており、アクセシビリティが確保された製品やサービスが域内市場で販売・提供される際の障壁となっていると指摘されていた⁽¹²⁾。

は、達成すべき結果については加盟国を拘束するが、実施の形式及び手段は加盟国に委ねられる。決定は、特定の国や人を指定している場合には、当該国や人のみを拘束する。庄司克宏『新EU法 基礎編』岩波書店、2013、pp.198, 209-213。

(5) Directive (EU) 2019/882 of the European Parliament and of the Council of 17 April 2019 on the accessibility requirements for products and services (OJ L 151, 7.6.2019, p.79.) <<http://data.europa.eu/eli/dir/2019/882/oj>>

(6) European Commission, *op.cit.*(1), p.3.

(7) EU統計局(Eurostat)によると、2018年に、長期にわたる健康上の理由により、人々が通常行う活動において何らかの制限がある者の貧困リスク率(等価可処分所得が国全体の中央値の60%を下回る割合)は20.9%であったのに対し、そのような活動制限がない者では15.0%であった。“Disability statistics - poverty and income inequalities,” 2020.12.2. Eurostat website <https://ec.europa.eu/eurostat/statistics-explained/index.php?title=Disability_statistics_-_poverty_and_income_inequalities>

(8) European Commission, “Commission Staff Working Document Accompanying the Communication from the Commission to the European Parliament, the Council, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions: European Disability Strategy 2010-2020: A Renewed Commitment to a Barrier-Free Europe,” SWD(2010) 1323, 2010.11.15, p.5. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52010SC1323&from=EN>>

(9) EU基本権憲章(Charter of Fundamental Rights of the European Union)は、性別、人種、肌の色、民族的・社会的出身、遺伝的特徴、言語、宗教や信条、政治的又はその他の意見、少数民族の一員であること、財産、出生、障害、年齢、性的指向等のあらゆる理由に基づく差別の禁止を規定するもので、2000年に採択された。採択当時は政治的宣言であり、法的拘束力は有しなかったが、2009年のリスボン条約の発効に伴い、EUの基本条約と同等の法的拘束力が付与された。庄司 前掲注(4), pp.200-201, 327, 330.

(10) EU運営条約(Treaty on the Functioning of the European Union)は、EU条約(Treaty on European Union)と並ぶEUの基本条約である。

(11) European Commission, *op.cit.*(1), pp.3-4.

(12) European Commission, “Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council on the approximation of the laws, regulations and administrative provisions of the Member States as regards the accessibility requirements for products and services,” COM(2015) 615, 2015.12.2, pp.2-3. <<https://eur-lex.europa.eu/resource.html?uri=cellar:202aa1e4->

(2) 既存の関連立法

これまで、EU⁽¹³⁾では、個別分野ごとに、アクセシビリティの向上が進められてきた。例えば、旅客輸送の各分野における乗客の権利に関する諸規則⁽¹⁴⁾は、移動に制約のある乗客が交通機関を利用する際に差別されないことや、必要な支援が提供されるべきことを規定している。また、公共調達に関する指令⁽¹⁵⁾、欧州構造投資基金⁽¹⁶⁾に関する規則⁽¹⁷⁾は、公共調達や同基金による資金提供において、アクセシビリティの要素が考慮されなければならないと規定している。公共機関のウェブサイトのアクセシビリティに関する指令⁽¹⁸⁾は、公共機関が提供するウェブサイトやモバイル端末で利用されるアプリケーションにおけるアクセシビリティの確保を規定している⁽¹⁹⁾。

ただし、これらの法令は、アクセシビリティを確保するために必要な具体的な基準や要件等

99a0-11e5-b3b7-01aa75ed71a1.0021.02/DOC_1&format=PDF>; *idem.*, “Commission Staff Working Document Impact Assessment Accompanying the document: Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council on the approximation of the laws, regulations and administrative provisions of the Member States as regards accessibility requirements for products and services,” Part 1/3, SWD(2015) 264, 2015.12.2, pp.11-12. <https://eur-lex.europa.eu/resource.html?uri=cellar:3df7dfd6-99a0-11e5-b3b7-01aa75ed71a1.0001.02/DOC_1&format=PDF>

- (13) 2009年のリスボン条約発効以前は、欧州共同体（European Community: EC）による立法であるが、本稿では便宜上、ECと表記すべき箇所もEUと表記する。
- (14) Regulation (EC) No 1107/2006 of the European Parliament and of the Council of 5 July 2006 concerning the rights of disabled persons and persons with reduced mobility when travelling by air (OJ L 204, 26.7.2006, p.1.) <<http://data.europa.eu/eli/reg/2006/1107/2006-08-15>>; Regulation (EC) 1371/2007 on rail passengers’ rights and obligations (OJ L 315, 3.12.2007, p.14.) <<http://data.europa.eu/eli/reg/2007/1371/oj>>; Regulation (EU) 1177/2010 concerning the rights of passengers when travelling by sea and inland waterway (OJ L 334, 17.12.2010, p.1) <<http://data.europa.eu/eli/reg/2010/1177/oj>>; Regulation (EU) 181/2011 concerning the rights of passengers in bus and coach transport (OJ L 55, 28.2.2011, p.1.) <<http://data.europa.eu/eli/reg/2011/181/oj>>
- (15) Directive 2014/24/EU of the European Parliament and of the Council of 26 February 2014 on public procurement and repealing Directive 2004/18/EC (OJ L 94, 28.3.2014, p.65.) <<http://data.europa.eu/eli/dir/2014/24/2020-01-01>>; Directive 2014/25/EU of the European Parliament and of the Council of 26 February 2014 on procurement by entities operating in the water, energy, transport and postal services sectors and repealing Directive 2004/17/EC (OJ L 94, 28.3.2014, p.243.) <<http://data.europa.eu/eli/dir/2014/25/2020-01-01>>
- (16) 欧州構造投資基金（European Structural and Investment funds: ESI funds）は、EU域内の格差是正と成長を目指す結束政策（Cohesion Policy）のための欧州地域開発基金（European Regional Development Fund: ERDF）、欧州社会基金（European Social Fund: ESF）及び結束基金（Cohesion Fund: CF）の3基金と、農業や漁業等の特定分野の地域振興のための欧州農業農村振興基金（European Agricultural Fund for Rural Development: EAFRD）及び欧州海洋漁業基金（European Maritime and Fisheries Fund: EMFF）の2基金をあわせた5基金の総称。「域内格差是正と成長のためのEU結束政策」『EU MAG』Vol.61, 2017.6. <<https://eumag.jp/issues/c0617/>>; “Cohesion policy Frequently Asked Questions.” European Commission website <https://ec.europa.eu/regional_policy/en/faq/>
- (17) Regulation (EU) No 1303/2013 of the European Parliament and of the Council of 17 December 2013 laying down common provisions on the European Regional Development Fund, the European Social Fund, the Cohesion Fund, the European Agricultural Fund for Rural Development and the European Maritime and Fisheries Fund and laying down general provisions on the European Regional Development Fund, the European Social Fund, the Cohesion Fund and the European Maritime and Fisheries Fund and repealing Council Regulation (EC) No 1083/2006 (OJ L 347, 20.12.2013, p.1.) <<http://data.europa.eu/eli/reg/2013/1303/2020-07-18>>
- (18) Directive (EU) 2016/2102 of the European Parliament and of the Council of 26 October 2016 on the accessibility of the websites and mobile applications of public sector bodies (OJ L 327, 2.12.2016, p.1.) <<http://data.europa.eu/eli/dir/2016/2102/oj>>
- (19) 公共機関のウェブサイトのアクセシビリティに関する指令は、欧州電気通信標準化機構（European Telecommunications Standards Institute: ETSI）がICT製品・サービスのアクセシビリティ要件に関して定めた欧州規格（EN 301 549 V1.1.2 (2015-04). 現在は、EN 301 549 V2.1.2 (2018-08)）に準拠している場合は、同指令に準拠しているとみなすと規定している。ただし、同指令の本文中では、アクセシビリティ指令の附属書に見られるような具体的な要件は示されていない。公共機関のウェブサイトのアクセシビリティに関する指令第6条; “Web Accessibility.” 2020.10.29. European Commission website <<https://ec.europa.eu/digital-single-market/en/web-accessibility>>

を法令本文中で明示しておらず、EU共通のアクセシビリティ要件の定義が必要とされていた⁽²⁰⁾。

2 経緯

(1) 障害者政策の開始

EUレベルでの障害者政策は、1974年の「社会行動計画」⁽²¹⁾によって本格的に開始された。その後、加盟国間の情報交換や協力を推進する複数のプログラムが策定・実施され、1997年には、EUの基本条約を改正するアムステルダム条約⁽²²⁾（1999年発効）により、障害を理由とした差別に対処するための措置を講じる権限がEUに付与された。2000年に制定された雇用均等枠組み指令⁽²³⁾は、新たにEUに付与されたこの権限を根拠とし、信仰や信条、障害、年齢又は性的指向を理由とした雇用上の差別に対抗することを目的に、直接差別、間接差別、ハラスメントを禁止し、障害のある労働者に対し合理的配慮を提供する義務等を規定した。同じく2000年に策定されたEU基本権憲章は、性別、人種、肌の色、民族的・社会的出身、遺伝的特徴、言語、宗教や信条、政治的又はその他の意見、少数民族の一員であること、財産、出生、障害、年齢、性的指向等のあらゆる理由に基づく差別を禁止し（第21条）、障害のある人の自立、社会的・職業的統合、社会生活への参加を確保するための措置から利益を受ける権利を認め、これを尊重すると規定した（第26条）⁽²⁴⁾。

(2) 障害者権利条約の正式確認

EUは、2001年に開始された国連の障害者権利条約の策定過程にも積極的に関与した。2006年12月13日、国連総会において障害者権利条約が採択されると、EUは、2007年3月30日に同条約に署名し、2010年12月23日に同条約を正式確認⁽²⁵⁾した（2011年1月22日からEUについて効力発生）。EUによる同条約の批准は、EUのような地域的統合機関が国連の人権諸条約を批准した最初の例となった⁽²⁶⁾。

(20) European Commission, “Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council on the approximation of the laws, regulations and administrative provisions of the Member States as regards the accessibility requirements for products and services,” *op.cit.*(12), pp.3-6; European Commission, “Commission Staff Working Document Impact Assessment Accompanying the document: Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council on the approximation of the laws, regulations and administrative provisions of the Member States as regards accessibility requirements for products and services,” *op.cit.*(12), p.14.

(21) Council Resolution of 21 January 1974 concerning a social action programme (OJ C 13, 12.2.1974, p.1.) <[https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:31974Y0212\(01\)](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:31974Y0212(01))>

(22) Treaty of Amsterdam amending the Treaty on European Union, the Treaties establishing the European Communities and certain related acts (OJ C 340, 10.11.1997, p.1.) <<http://data.europa.eu/eli/treaty/ams/sign>>

(23) Council Directive 2000/78/EC of 27 November 2000 establishing a general framework for equal treatment in employment and occupation (OJ L 303, 2.12.2000, p.16.) <<http://data.europa.eu/eli/dir/2000/78/oj>>

(24) Marie Lacerf, “European disability policy: From defining disability to adopting a strategy,” *In-depth Analysis*, European Parliamentary Research Service, 2017.6, pp.14-17. <[http://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/IDAN/2017/603981/EPRS_IDA\(2017\)603981_EN.pdf](http://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/IDAN/2017/603981/EPRS_IDA(2017)603981_EN.pdf)>; 引馬知子「障害者の社会的排除と人権保障」荒木誠之・桑原洋子編『社会保障法・福祉と労働法の新展開—佐藤進先生追悼—』信山社, 2010, pp.178-186; 引馬知子「EUの正式確認」長瀬修ほか編著『障害者の権利条約と日本—概要と展望— 増補改訂版』生活書院, 2012, pp.249-250.

(25) 障害者権利条約は、EUのような地域的統合機関（regional integration organization）による署名を可能とし、署名後、当該地域的統合機関が正式確認（formal confirmation）しなければならないと規定している。この「正式確認」とは、締結国における批准と同義である。引馬知子「EU」長瀬修・川島聡編『障害者権利条約の実施—批准後の日本の課題—』信山社, 2018, p.495.

(26) 引馬 同上, pp.493-495; 引馬「EUの正式確認」前掲注(24), pp.250, 256-258; “15. Convention of the Rights of Persons with Disabilities: New York, 13 December 2006.” United Nations Treaty Collection website <https://treaties.un.org/Pages/ViewDetails.aspx?src=TREATY&mtdsg_no=IV-15&chapter=4&clang=_en>

(3) 「欧州障害者戦略 2010～2020」

障害者権利条約の正式確認に先立ち、2010年11月15日、欧州委員会は、「欧州障害者戦略 2010～2020」⁽²⁷⁾を策定した。同戦略は、障害のある人が、全ての権利を享受し、社会や経済への完全な参加を通じて利益を得るための力を与えることを目的とし、これを阻む障壁を除去することに焦点を当て、8の優先分野を設定した。すなわち、①アクセシビリティ、②社会参加（自由移動、居住地選択の自由等の保障等）、③平等（差別禁止）、④就労（障害のある人の就労支援）、⑤教育及び訓練（インクルーシブ教育、生涯教育の推進）、⑥社会保護（生活条件の向上）、⑦医療（医療への平等なアクセス）、⑧対外行動（障害のある人の権利向上のための国際的な取組の推進）である⁽²⁸⁾。

優先分野の1つに掲げられたアクセシビリティについて、同戦略は、アクセシビリティが障害のある人が社会や経済に参加する上での前提条件であるにもかかわらず、実現に至っていない分野であると述べ、加盟国や利害関係者との協議を経て、「欧州アクセシビリティ法」(European Accessibility Act: EAA)の立法提案を検討するとした⁽²⁹⁾。これを受けて、欧州委員会は、2012年及び2014年の事業計画において、欧州アクセシビリティ法に相当する指令案の提出に言及し⁽³⁰⁾、2015年の事業計画では、アクセシビリティを含めた、障害のある人の機会均等確保への取組強化を改めて表明した⁽³¹⁾。

(4) アクセシビリティ指令の成立

2015年12月2日、欧州委員会は「製品及びサービスのアクセシビリティ要件に関する加盟国の法律、規則及び行政規定の近似化に関する欧州議会及びEU理事会の指令案」⁽³²⁾を欧州議会及びEU理事会に提出した。2018年11月8日、欧州議会とEU理事会は、指令案の修正に関する非公式の合意に達した⁽³³⁾。修正内容は、2019年3月13日に欧州議会で、同年4月9日にEU理事会で正式に承認され、同月17日の欧州議会議長、EU理事会議長による署名を経て、同年6月7日にアクセシビリティ指令⁽³⁴⁾として公布、同月27日に施行された⁽³⁵⁾。なお、同指令は、上述の経緯から、「欧州アクセシビリティ法」とも呼ばれる。

(27) European Commission, *op.cit.*(1).

(28) *ibid.*, pp.3-4; 引馬知子「障害に関するEU行動計画「欧州障害戦略2010-2020」」日本発達障害福祉連盟編『発達障害白書 2013年版』明石書店, 2012, p.159.

(29) European Commission, *op.cit.*(1), p.5.

(30) European Commission, “Annex to the Commission Work Programme 2012,” COM(2011) 777, 2011.11.15, p.19. <https://eur-lex.europa.eu/resource.html?uri=cellar:de969fef-0c37-4804-865f-103b684d85cc.0022.03/DOC_2&format=PDF>; *idem.*, “Annexes to the Commission Work Programme 2014,” COM(2013) 739, 2013.10.22, p.9. <https://eur-lex.europa.eu/resource.html?uri=cellar:9787cd8a-3c95-11e3-a247-01aa75ed71a1.0002.05/DOC_2&format=PDF>

(31) European Commission, “Commission Work Programme 2015: A New Start,” COM(2014) 910, 2014.12.16, p.9. <https://eur-lex.europa.eu/resource.html?uri=cellar:d3effd56-8600-11e4-b8a5-01aa75ed71a1.0008.02/DOC_4&format=PDF>; Alexia Maniaki-Griva and Giulia Caruso, “Accessibility requirements for products and services: The European Accessibility Act,” *Briefing*, European Parliamentary Research Service, 2016.4, p.1. <http://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2016/528833/EPRS_BRI%282016%29528833_EN.pdf>

(32) European Commission, “Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council on the approximation of the laws, regulations and administrative provisions of the Member States as regards the accessibility requirements for products and services,” *op.cit.*(12).

(33) “Making key products and services accessible across the EU: Statement by Commissioner Thyssen following the provisional agreement between the EU institutions,” 2018.11.8. European Commission website <https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/STATEMENT_18_6323>

(34) Directive (EU) 2019/882, *op.cit.*(5)

(35) “Accessibility to products and services for disabled and elderly people,” 2019.9.5. European Council, Council of the European Union website <<https://www.consilium.europa.eu/en/policies/accessibility-goods-services/>>

II アクセシビリティ指令の概要

1 構成及び法的根拠

(1) 構成

アクセシビリティ指令は、全11章35か条と、6の附属書で構成される。第1章「総則」(第1条～第3条)、第2章「アクセシビリティ要件及び自由移動」(第4条～第6条)、第3章「製品を扱う事業者の義務」(第7条～第12条)、第4章「サービス提供者の義務」(第13条)、第5章「製品又はサービスの根本的な改変及び事業者への過度の負担」(第14条)、第6章「製品及びサービスの整合規格及び技術仕様書」(第15条)、第7章「製品の適合性及びCEマーキング」(第16条～第18条)、第8章「製品の市場監視及びEUセーフガード手続」(第19条～第22条)、第9章「サービスの遵守確認」(第23条)、第10章「他のEU法におけるアクセシビリティ要件」(第24条～第25条)、第11章「委任行為、実施権限及び末尾規定」(第26条～第35条)である。

附属書I(全7節)は製品・サービスのアクセシビリティ要件、附属書IIは附属書Iに示すアクセシビリティ要件を満たすとみなされる非拘束的な具体例、附属書IIIはサービスが実施される建築環境(built environment. 建物・設備等)におけるアクセシビリティ要件、附属書IVは製品の適合性査定手続、附属書Vはアクセシビリティ要件を満たすサービスに関する情報、附属書VIは事業者への過度の負担に関する査定基準を定める。

(2) 法的根拠

アクセシビリティ指令の立法上の根拠は、EU運営条約第114条である。同条は、物、人、サービス及び資本の自由移動が確保される、内部に国境のない領域から成るEU域内市場を実現するため、欧州議会及びEU理事会は、通常立法手続により、域内市場の確立・運営を目的として、加盟国の法令等を近似化(approximation)させる措置を講じると規定している(EU運営条約第114条、第26条)。

EU域内市場に関する施策は、EUが加盟国と共有権限⁽³⁶⁾を有する分野と位置付けられている(第4条第2項第a号)。したがって、域内市場政策については、EUと加盟国は双方とも立法を行い、法的拘束力を有する行為(legally binding acts)を採択することができる。ただし、加盟国が立法権限を行使できるのは、EUがその権限を行使していない範囲に限られる(第2条第2項)。

2 総則(第1章)

(1) 目的

アクセシビリティ指令は、各加盟国におけるアクセシビリティ要件の相違から生じる製品・サービスの自由移動に対する障壁を排除し、加盟国の法令等を近似化させることにより、EU

(36) EUが政策を実施する権限は、EUの基本条約であるEU条約及びEU運営条約において付与された範囲内に限定される(EU条約第5条)。EU運営条約は、EUと加盟国の立法権限の配分を、主として3つの性質に類型化し、各類型に該当する政策分野を挙げている。立法権限の類型は、①EUのみが立法権限を有する排他的権限、②EUと加盟国の双方が立法権限を有する共有権限、③EUには加盟国の支援・調整等のみが認められる補充的権限である(EU運営条約第2条)。庄司 前掲注(4), pp.29-34; 中村民雄『EUとは何か—国家ではない未来の形— 第2版』信山社, 2016, pp.87-89.

域内市場が適切に機能するよう貢献することを目的とする（アクセシビリティ指令第1条）。

(2) 対象

同指令は、2025年6月28日より後に上市⁽³⁷⁾・提供される製品・サービスに適用される。対象となる製品・サービスは、主として電子機器や電子サービスである。具体的には、製品では、個人向け汎用コンピュータ・システム（パソコン、スマートフォン、タブレット等）、現金自動預払機（ATM）等のセルフサービス端末、電子書籍リーダー等が該当する。サービスでは、電気通信サービス、視聴覚メディアへのアクセスを提供するサービス（テレビ放送局やオンデマンド動画配信サービスのウェブサイト等）、旅客輸送における情報提供サービス、個人向け金融サービス、電子書籍サービス、電子商取引サービス等が該当する（第2条）。

(3) 「障害者」の定義

アクセシビリティ指令において、障害者とは、長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な機能障害（impairment）を有する者であって、その機能障害が、様々な障壁との相互作用により、他の人との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げる可能性のあるものをいう（第3条）。同指令の背景や理由等を説明した同指令の前文によると、同指令は、障害者だけではなく、何らかの機能的な制約のある人（高齢者、妊婦、荷物を持った旅行者等）にも利益があるとされている⁽³⁸⁾。

3 アクセシビリティ要件及び自由移動（第2章）

(1) アクセシビリティ要件

加盟国は、附属書Iに定めるアクセシビリティ要件を遵守する製品・サービスのみが上市・提供されるようにしなければならない。ただし、この義務は、サービスを提供する零細企業⁽³⁹⁾には課されない（第4条）。

附属書Iに定めるアクセシビリティ要件は、詳細な技術的要件というよりは、製品・サービスが従うべき原則を示すものである⁽⁴⁰⁾。例えば、製品の利用方法に関する情報や操作手段が、複数の感覚経路（視覚とそれ以外の手段の組合せ等）を通じて提供されるべきこと等が挙げられている。附属書IIには、附属書Iに示す各要件を満たす非拘束的な具体例が掲載されている。本解説末尾の別表1は製品の一般的なアクセシビリティ要件と対応する具体例、別表2はサービスの一般的なアクセシビリティ要件と対応する具体例を整理したものである。

製品・サービスの特定の機能に対応するアクセシビリティ要件が定められていない場合、当該機能については、機能性能基準を遵守することにより、アクセシビリティを確保しなければならない。機能性能基準の利用は、該当する機能性能基準を適用することで、アクセシビリティが確保されるときに限って認められる⁽⁴¹⁾。機能性能基準は、附属書I第7節に規定されており、

(37) 上市（placing on the market）とは、欧州連合の市場において製品を最初に利用可能にすることをいう。アクセシビリティ指令第3条第16号

(38) アクセシビリティ指令前文(3)、(4)

(39) 雇用者数10人未満、年間売上高が200万ユーロ以下等の要件を満たす企業をいう。アクセシビリティ指令第3条第23号。1ユーロは約124円（令和2年12月分報告省令レート）である。

(40) European Commission, “Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council on the approximation of the laws, regulations and administrative provisions of the Member States as regards the accessibility requirements for products and services,” *op.cit.*(12), pp.10-11.

(41) アクセシビリティ指令前文(24) EUレベルの障害者団体である欧州障害フォーラム（European Disability Forum: EDF）は、このような機能性能基準の設定は、現行のアクセシビリティ指令の規定に含まれない革新的な

具体的には、複数の感覚経路による操作方法を提供する等の基準が掲げられている。

(2) 建築環境、自由移動

加盟国は、アクセシビリティ指令の対象となるサービスの利用者が利用する建築環境が、附属書Ⅲに定めるアクセシビリティ要件を遵守すべきことを決定できる（第4条）。ただし、このような決定を行うことは、加盟国の義務ではない。

加盟国は、アクセシビリティ指令を遵守している製品・サービスのEU域内における自由移動が保証されるようにし、こうした製品・サービスが自国の市場で提供されることを、アクセシビリティ要件に関連する理由により妨げてはならない⁽⁴²⁾（第6条）。

4 製品を扱う事業者の義務（第3章）

アクセシビリティ指令は、製品を扱う事業者として、製造者、輸入者、流通者を掲げ、それぞれの義務を規定している。

(1) 製造者の義務

製造者とは、製品を製造し、又は、製品を設計し製造させ、当該製品を自己の名称の下で販売する者をいう（第3条）。製造者は、製品を上市する際、アクセシビリティ指令に定めるアクセシビリティ要件に基づいて製品が設計され、製造されるようにしなければならない。製造者は、製品の適合性査定手続を実施し、当該製品がアクセシビリティ要件を遵守していることが実証された場合、EU 適合宣言書（EU Declaration of Conformity）を作成し、製品に CE マーキング⁽⁴³⁾を付さなければならない（第7条）。

(2) 輸入者の義務

輸入者とは、EU域内にあって、EU域外の第三国からEU域内市場に製品を上市する者をいう（第3条）。輸入者は、製品の上市前に、適合性査定手続が製造者によって実施されており、CE マーキングが付されていること等を確認し、アクセシビリティ要件を遵守する製品のみが上市されるようにしなければならない（第9条）。

(3) 流通者の義務

流通者とは、製造者又は輸入者以外のサプライチェーン内の者であって、製品を市場で利用可能にする⁽⁴⁴⁾ものをいう（第3条）。流通者は、製品を加盟国の市場で利用可能にする前に、製品に CE マーキングが付されていること、当該加盟国の消費者が容易に理解できる言語で製品説明等が付されていること等を確認しなければならない（第10条）。

新製品や新サービスのアクセシビリティを確保するために、特に適切であると評価している。European Disability Forum, “EDF Analysis of the European Accessibility Act,” 2019.6, p.17. Internet Archive website <https://web.archive.org/web/20200127215816/http://www.edf-feph.org/sites/default/files/edf_analysis_of_the_european_accessibility_act_-_june_2019_1.doc>

(42) アクセシビリティ指令前文(48)

(43) CE (Conformité Européenne) マーキングは、これが付された製品が、製造者によって評価され、EUの安全、健康、環境保護等の要件を満たしていることを示すもの。CE マーキングの対象製品の製造者は、関連 EU 法令に従い、製品を評価し、必要な場合には第三者機関の認証を得て、EU 適合宣言書を作成する。CE マーキングを付された製品は、欧州経済領域 (European Economic Area: EEA. EU 加盟国、アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェーで構成される) 内での流通が可能になる。“CE marking,” European Commission website <https://ec.europa.eu/growth/single-market/ce-marking_en>; 「CE マーキングの概要：EU」2018.10. JETRO ウェブサイト <<https://www.jetro.go.jp/world/qa/04S-040011.html>>

(44) 市場で利用可能にする (making available on the market) とは、有償又は無償を問わず、商業活動の一環として行われる、EU の市場における流通、消費又は使用のための製品の供給をいう。アクセシビリティ指令第3条第15号

(4) 是正措置

製造者及び輸入者は、上市した製品がアクセシビリティ指令に適合していないと判断した場合、当該製品を指令に適合させるため、又は、必要な場合には当該製品を市場から撤回⁽⁴⁵⁾するため、必要な是正措置を講じなければならない。流通者が市場で利用可能にした製品について同様の判断をした場合は、是正措置や撤回措置が確実に講じられるようにしなければならない。また、製品が適用されるアクセシビリティ要件を遵守していない場合、製造者、輸入者及び流通者は、是正措置の内容とともに、その旨を加盟国の国内管轄官庁に通知しなければならない（第7条、第9条、第10条）。

5 サービス提供者の義務（第4章）

サービス提供者とは、EU市場でサービスを提供する者又はEU内の消費者にサービスを提供することを申し出る者をいう（第3条）。サービス提供者は、アクセシビリティ指令に定めるアクセシビリティ要件に基づきサービスを設計し、提供しなければならない。サービス提供者は、サービスが同指令に適合していない場合には必要な是正措置を講じなければならない。サービスが適用されるアクセシビリティ要件を遵守していない場合には、是正措置の内容とともに、加盟国の国内管轄官庁に通知しなければならない（第13条）。

6 製品・サービスの根本的な改変及び事業者への過度の負担（第5章）

アクセシビリティ要件は、①製品・サービスの基本的性質を根本的に変更するような大幅な変更を必要とし、②事業者（製造者、輸入者、流通者、サービス提供者等）に過度の負担を課す結果となる場合には、適用されない。事業者が、公的資金であるか民間資金であるかを問わず、自己以外の資金源からアクセシビリティの向上を目的とした資金提供を受けている場合には、②の過度の負担を課す結果となる場合には該当しない。事業者は、アクセシビリティ要件が適用されない事案に該当するかどうかの査定を実施し、その結果を文書化し、5年間保存しなければならない。ただし、製品を扱う零細企業は、文書化の義務を免除される（第14条）。

査定の際には、事業者の総費用や純売上高に対するアクセシビリティ要件を遵守するために要する純費用の比率、製品・サービスの使用頻度や障害者の利益に鑑みた事業者の費用・利益が考慮される（附属書VI）。

7 製品の適合性（第6章～第8章）

(1) EU 適合宣言書及び CE マーキング

EU 適合宣言書は、当該宣言書の対象となる製品が、適用されるアクセシビリティ要件を満たしていることを実証する。製品に付される CE マーキングは、製品の上市前に、視認でき、読みやすく、消去できない形で製品に付されなければならない（第16条から第18条）。

(2) 国内市場監視当局による不遵守製品の監視

加盟国の市場監視当局は、ある製品がアクセシビリティ要件を遵守していないと考える場合、当該製品に関する評価を実施する。評価の結果、当該製品がアクセシビリティ要件を遵守して

(45) 撤回 (withdrawal) とは、サプライチェーン内の製品が市場で利用可能になるのを防ぐことを目的とした措置をいう。アクセシビリティ指令第3条第27号

いないと判断された場合、当局は事業者に対し、不遵守の是正を求めなければならない。当局が、不遵守の影響が自国に限定されないと判断した場合は、評価の結果及び事業者に求めた措置を、欧州委員会及び他の加盟国に通知しなければならない。合理的な期間内に製品の不遵守が是正されない場合、当局は自国の市場で当該製品を利用可能にすることを禁止・制限し、又は、当該製品を撤回させる等の措置を講じなければならない（第20条）。

8 サービスの遵守確認（第9章）

加盟国は、サービスがアクセシビリティ指令を遵守しているかを確認し、不遵守に関する苦情や報告をフォローアップし、また、事業者が必要な是正措置を講じたことを確認するため、適切な手続を策定し、実施し、定期的に更新しなければならない。加盟国は、このような手続を実施する当局を任命し、当該当局について、市民に情報提供しなければならない（第23条）。

9 他のEU法におけるアクセシビリティ要件（第10章）

アクセシビリティ指令の対象となる製品・サービスに適用されるアクセシビリティ要件は、公共調達に関するEU指令⁽⁴⁶⁾において、技術仕様書に含めなければならない義務的なアクセシビリティ要件を構成する（第24条）。すなわち、公共調達において、同指令の対象となる製品・サービスが調達される場合には、当該製品・サービスは、同指令のアクセシビリティ要件を遵守しなければならない⁽⁴⁷⁾。

10 委任行為、実施権限及び末尾規定（第11章）

(1) 欧州委員会による委任行為、ワーキング・グループの設置、適用状況の報告

欧州委員会は、アクセシビリティ指令の規定に従い、委任行為⁽⁴⁸⁾を採択する権限を与えられる（第26条）。欧州委員会は、製品の市場監視当局の代表者、サービスの遵守確認を担当する当局の代表者、障害者団体を含む利害関係団体の代表者で構成されるワーキング・グループを設置する。同ワーキング・グループは、関係者間の情報交換の促進や欧州委員会への助言等を行う（第28条）。欧州委員会は、2030年6月28日までに、その後は5年ごとに、この指令の適用状況に関する報告書を公表し、必要な場合には、立法措置を含む適切な措置を提案しなければならない（第33条）。

(2) 罰則

加盟国は、アクセシビリティ指令に基づき採択された国内規定に適用される罰則を定めなければならない。罰則は、不遵守の程度（重大性、製品・サービスの単位数、影響を受けた人数等）を考慮するものでなければならない（第30条）。

(3) 国内実施期限及び経過措置

加盟国は、2022年6月28日までに、同指令に従うために必要な国内規定を採択し、2025年6月28日から適用しなければならない。経過措置として、2030年6月28日までは、サービス

(46) Directive 2014/24/EU, *op.cit.*(15); Directive 2014/25/EU, *op.cit.*(15).

(47) European Disability Forum, *op.cit.*(41), p.13.

(48) 立法手続を経て採択される立法行為（legislative acts）の委任を受けて、その非本質的要素を補足又は修正するため、欧州委員会が一定の要件の下に採択する、一般的適用性を有する非立法行為（non-legislative acts）を指し、委任規則、委任指令、委任決定がある。庄司 前掲注(4), pp.105-106, 209-210.

提供者は同日より前に同様のサービスを提供するために使用していた製品を継続使用してサービスを提供することができる。2025年6月28日より前に合意したサービス契約は、5年を超えない範囲で、契約期間満了となるまで継続することができる。また、2025年6月28日より前にサービス提供者が使用していたセルフサービス端末は、耐用年数が終了するまで（ただし、使用開始後20年以内）、使用し続けることができる（第32条）。

おわりに

EUの障害者や高齢者の利益を代表する団体は、アクセシビリティ指令はアクセシビリティの確保に向けた画期的な一歩であると概ね好意的に評価している。しかし、①医療サービス、教育、住宅、家電等への適用がなく、指令の適用範囲が狭いこと、②サービスが実施される建築環境のアクセシビリティ要件の遵守が、加盟国の義務ではなく任意であること、③サービスを提供する企業が零細企業である場合は指令の適用が免除されること、④事業者に過度の負担を課す場合等に適用除外が認められること等については、見直しを行うべきとの意見もある⁽⁴⁹⁾。

アクセシビリティ指令は、欧州委員会に対し、2030年6月以降、5年ごとに提出する報告書において、同指令の実施状況を査定し、必要に応じ、適切な措置を講じなければならないと規定しており、上記の指摘等に応じた見直しが図られるのか等、今後の動向が注目される。

(はまの めぐみ)

(49) European Disability Forum, *op.cit.*(41), p.4; “Campaigns and Activities: The European Accessibility Act,” 2020.2.5. European Blind Union website <<http://www.euroblind.org/campaigns-and-activities/finished-campaigns-and-activities/european-accessibility-act>>; “The European Accessibility Act published in EU Official Journal,” 2019.7.4. AGE Platform Europe website <<https://www.age-platform.eu/policy-work/news/european-accessibility-act-published-eu-official-journal>>

別表1 アクセシビリティ指令 (EU) 2019/882 の全対象製品に適用されるアクセシビリティ要件

	要件 (附属書 I)	非拘束的な具体例 (附属書 II)
1 情報提供に関する要件	(a) 製品自体に記載される、製品の使用に関する情報	
	(i) 複数の感覚経路を介して利用可能とすること	セルフサービス端末において、全盲者 (blind) 及びろう者 (deaf) が利用できるように、カードを挿入する場所を示す視覚的・触覚的情報又は視覚的・聴覚的情報を提供すること
	(ii) 理解可能な方法で提示されていること	知的障害者がよりよく理解できるように、同じ用語を一貫性のある方法で使用し、又は、明確で論理的な構造で使用する
	(iii) ユーザーが知覚できる方法で提示されていること	全盲者が知覚できるように、文字に加えて、触覚的なレリーフ (浮彫) 又は音 (sound) で警告すること
	(iv) 適切なサイズと適切な形状のフォントで提示し、適切な明暗差を用い、文字、行及び段落間の間隔を調整できるようにすること	視覚障害者 (visually impaired) が、テキストを読むことができるようにすること
	(b) ウェブサイト等を通じて提供される、製品の使用に関する説明	
	(i) 複数の感覚経路を介して利用可能とすること	全盲者が情報を利用できるように、スクリーンリーダー (画面読上げソフトウェア) を用いてコンピュータで読み取ることができる電子ファイルを提供すること
	(ii) 理解可能な方法で提示されていること	知的障害者がよりよく理解できるように、同じ用語を一貫性のある方法で使用し、又は、明確で論理的な構造で使用する
	(iii) ユーザーが知覚できる方法で提示されていること	動画による指示がある場合は、字幕を提供すること
	(iv) 適切なサイズと適切な形状のフォントで提示し、適切な明暗差を用い、文字、行、段落間の間隔を調整できるようにすること	視覚障害者が、テキストを読むことができるようにすること
2 ユーザーインタフェース及び機能設計	(v) コンテンツに関し、様々な方法で、複数の感覚経路を介して提示される代替的な支援形式の作成に適したテキスト形式で利用可能とすること	全盲者が利用できるように点字で印刷すること
	(vi) テキスト以外のコンテンツは代替表示を伴うこと	図表等の主な要素又は主な動きをテキストにより説明すること
	(vii) 製品のユーザーインタフェースに関する説明を含むこと	— (注1)
	(viii) 障害者のニーズに対応することを目的とした機能により提供される機能性の説明を含むこと	—
	(ix) 製品と支援機器との接続に関する説明を含むこと	現金自動預払機 (ATM) に、ヘッドフォン利用のためのソケット及びソフトウェアを組み込み、画面上のテキストを音で聞けるようにすること
	(a) 製品が、対人コミュニケーション、操作等のコミュニケーションを提供する場合は、複数の感覚経路を介して行われること	全盲者や難聴者 (hard of hearing) による操作等が可能であるように、声やテキストの形で説明を提示し、又は、キーパッドに触覚サインを組み込むこと
	(b) 製品が発話 (speech) を使用する場合は、発話や声による (vocal) 入力に代わる手段を提供すること	ろう者が必要な動作を行うことができるよう、音声による (spoken) 指示に加えて、テキストや画像による指示を提供すること
	(c) 製品が視覚的要素を用いる場合は、柔軟な拡大率、輝度、明暗差を提供し、かつ、支援機器等との相互運用性を確保すること	視覚障害者が情報を認識できるよう、テキストやピクトグラムを拡大、明暗差の強化ができるようにすること
	(d) 製品が情報伝達等に色を用いる場合は、色に代わる手段を提供すること	色盲者が選択できるよう、緑又は赤のボタンを押して選択することに加えて、選択肢が何であるかを文字でボタンに示すこと
(e) 製品が情報伝達等に可聴信号 (audible signals) を用いる場合は、可聴信号に代わる手段を提供すること	コンピュータがエラー信号を出す際、ろう者が認識できるように、エラーを示す文字や画像を提供すること	

	要件（附属書Ⅰ）	非拘束的な具体例（附属書Ⅱ）
2 ユーザインタフェース及び機能設計（続き）	(f) 製品が視覚的要素を用いる場合は、明瞭性を向上させるための柔軟な方法を提供すること	低視力（low vision）者にも見えるよう、前景の画像に明暗差を追加することができるようにすること
	(g) 製品が音声（audio）を用いる場合は、音量・速度の制御、音声増強機能等を提供すること	難聴者が電話機を使用できるよう、音量を選択し、補聴器との干渉を軽減できるようにすること
	(h) 製品が手動の操作等を必要とする場合は、同時制御を避け、逐次制御を提供し、微細な運動制御に代わる手段を提供し、かつ、触覚で識別可能な部品を使用すること	手等に震えのある人でも押せるように、タッチパネルのボタンを大きくし、十分に離して配置すること
	(i) 製品は、広い可動域及び強い力を必要とする操作方法を避けること	運動障害のある人が使用できるよう、ボタンを押すために強い力を必要としないようにすること
	(j) 製品は、光過敏性発作を誘発しないようにすること	発作のリスクにさらされないよう、映像のちらつきを避けること
	(k) 製品は、ユーザがアクセシビリティ機能を利用する際に、そのプライバシーを保護すること	ATMが音声による（spoken）情報提供をする際に、ヘッドフォンを使用できるようにすること
	(l) 製品は、生体認証及び生体制御に代わる手段を提供すること	手が使えないユーザが、電話のロック解除等のために、指紋認証に替えて、パスワードによる操作を選択できるようにすること
	(m) 製品は、機能の一貫性を確保し、操作のための十分に柔軟な量の時間を提供すること	知的障害のある人が使いやすいよう、特定のアクションが実行されたときにソフトウェアが予測可能な方法で反応し、パスワード入力に十分な時間が確保されるようにすること
	(n) 製品は、支援技術と接続するためのソフトウェア及びハードウェアを提供すること	全盲者がコンピュータを使用できるよう、点字ディスプレイとの接続を可能にすること
	(o) 分野固有の要件	
	(i) セルフサービス端末は、次の要件を満たすこと ・テキスト読上げ技術を提供すること ・個人用ヘッドセットの使用を可能とすること ・ユーザの応答に時間制限がある場合、複数の感覚経路を介してユーザに警告すること ・応答までの時間を延長できること ・キー及び制御装置が利用可能な場合は、適切な明暗差があり、触覚的に識別可能なキー及び制御装置を備えること ・アクセシビリティ機能を必要とするユーザが、端末の電源を入れるために、アクセシビリティ機能を起動させる必要がないようにすること ・音声又は可聴信号を用いる場合、補聴器等の聴覚補助機器等と互換性を有すること	—
	(ii) 電子書籍リーダーは、テキスト読上げ技術を提供すること	—
	(iii) 電気通信サービスを提供する際に使用される双方向情報処理機能を有する個人向け端末装置は、次の要件を満たすこと ・声（voice）に加えてテキストでの通信が可能な場合、リアルタイムテキスト、高忠実度（ハイファイ）音声に対応すること。 ・動画機能を有する場合、同期された声、リアルタイムテキスト及び手話コミュニケーションが可能な解像度の動画を含む全会話サービス ^{（注2）} の処理を備えること ・聴覚技術との効果的な無線接続を確保すること ・支援機器との干渉を避けること	・難聴者が対話的な方法で情報交換ができるよう、携帯電話が、テキストによる会話をリアルタイムで扱えるようにすること ・動画を使って手話を表示したり、テキストを使ってメッセージを書いたりすることが同時にできるようにすることで、二人の難聴者が相互に、又は、聴覚のある者とのコミュニケーションができるようにすること

	要件（附属書Ⅰ）	非拘束的な具体例（附属書Ⅱ）
2 (続き)	(iv) 視聴覚メディアサービスにアクセスするために使用される双方向情報処理機能を有する個人向け端末装置は、視聴覚メディアサービス提供者が提供するアクセシビリティ機能を障害者が利用できるようにすること	ろう者が使用するため、セットトップボックス ^(注3) を介して字幕が伝送されるようにすること
3 サポートサービス	サポートサービス（ヘルプデスク、コールセンター等）が利用可能な場合、製品のアクセシビリティ及び支援技術との互換性に関する情報をアクセス可能な伝達方法で提供すること	—

(注1) 「—」は、附属書Ⅱに対応する具体例が示されていないことを表す。

(注2) 「全会話サービス (total conversation service)」は、複数の場所にいる利用者間で、動画、リアルタイムテキスト、音声を双方向かつ対称的にリアルタイムで伝送する、マルチメディア会話サービスをいう。情報通信技術委員会「JT-F930 マルチメディア通信リレーサービス」2019.8.29, p.6. <https://www.ttc.or.jp/download_file/5829/301>

(注3) 「セットトップボックス (set top box)」は、テレビに接続して、双方向の通信サービスを利用できるようにするための端末機器をいう。

(出典) Directive (EU) 2019/882 of the European Parliament and of the Council of 17 April 2019 on the accessibility requirements for products and services (OJ L 151, 7.6.2019, p.70.) <<http://data.europa.eu/eli/dir/2019/882/oj>> を基に筆者作成。要件は附属書Ⅰ、非拘束的な具体例は附属書Ⅱを参照した。

別表2 アクセシビリティ指令 (EU) 2019/882 の全対象サービスに適用されるアクセシビリティ要件

要件 (附属書 I)	非拘束的な具体例 (附属書 II)
(a) サービス提供に使用される製品のアクセシビリティを確保すること	— (注1)
(b) サービスの機能に関する情報提供 (サービス提供に製品を使用する場合は、サービスと製品の関連性、製品のアクセシビリティ機能、支援機器との互換性等に関する情報提供) は、次の要件を満たすこと	
(i) 複数の感覚経路を介して情報を利用可能にすること	全盲者が情報を利用できるように、スクリーンリーダ (画面読上げソフトウェア) を用いてコンピュータで読み取ることができる電子ファイルを提供すること
(ii) 理解可能な方法で提示すること	知的障害者がよりよく理解できるように、同じ用語を一貫性のある方法で使用し、又は、明確で論理的な構造で使用する
(iii) ユーザが知覚できる方法で情報を提示すること	動画による指示がある場合は、字幕を含めること
(iv) 情報コンテンツを、ユーザによって様々な方法で、かつ複数の感覚経路を介して提示される代替的な支援形式の作成に適したテキスト形式で利用可能とすること	点字で印刷することにより、全盲者がファイルを利用することができるようにすること
(v) 適切なサイズと適切な形状のフォントで提示し、適切な明暗差を用い、文字、行、段落間の間隔を調整できるようにすること	視覚障害者がテキストを読むことができるようにすること
(vi) テキスト以外のコンテンツを代替表示で補うこと	図表等の主な要素又は主な動きをテキストによる説明で補足すること
(vii) サービスの提供に必要な電子情報を、知覚可能で、操作可能で、理解可能で、かつ堅牢なものにすることにより、一貫性のある適切な方法で提供すること	サービス提供者が、サービスに関する情報を記載した USB キー (注2) を提供する場合には、その情報をアクセス可能な状態で提供すること
(c) ウェブサイト及びモバイル機器を利用したサービスを、知覚可能で、操作可能で、理解可能で、かつ堅牢なものにすることにより、一貫性のある適切な方法でアクセス可能にすること	多様な障害を持つ人々がウェブサイトを読み、対話できるように、画像のテキスト説明を提供し、キーボードを用いて全機能を利用できるようにし、ユーザに十分な読む時間を与え、コンテンツを予測可能な方法で表示し、操作できるようにし、支援技術との互換性を提供すること
(d) サポートサービス (ヘルプデスク、コールセンター等) が利用可能な場合、サービスのアクセシビリティ及び支援技術との互換性に関する情報をアクセス可能な伝達手段で提供すること	—

(注1) 「—」は、附属書 II に対応する具体例が示されていないことを表す。

(注2) 「USB キー (USB-key)」は、パソコンの動作制御や情報へのアクセス等を可能にする鍵として機能する USB デバイスをいう。

(出典) Directive (EU) 2019/882 of the European Parliament and of the Council of 17 April 2019 on the accessibility requirements for products and services (OJ L 151, 7.6.2019, p.70.) <<http://data.europa.eu/eli/dir/2019/882/oj>> を基に筆者作成。要件は附属書 I、非拘束的な具体例は附属書 II を参照した。

製品及びサービスのアクセシビリティ要件に関する 2019 年 4 月 17 日の 欧州議会及び EU 理事会指令 (EU) 2019/882 (抄)

Directive (EU) 2019/882 of the European Parliament and of the Council of 17 April 2019
on the accessibility requirements for products and services

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 濱野 恵訳

【目次】 (太字は訳出した条文)

第 1 章 総則 (抄)

第 2 章 アクセシビリティ要件及び自由移動 (抄)

第 3 章 製品を扱う事業者の義務 (抄)

第 4 章 サービス提供者の義務

第 5 章 製品又はサービスの根本的な改変及び事業者への過度の負担

第 6 章 製品及びサービスの整合規格及び技術仕様書 (略)

第 7 章 製品の適合性及び CE マーキング (抄)

第 8 章 製品の市場監視及び EU セーフガード手続 (抄)

第 9 章 サービスの遵守 [確認]

第 10 章 他の EU 法におけるアクセシビリティ要件 (抄)

第 11 章 委任行為、実施権限及び末尾規定 (抄)

附属書 I 製品及びサービスのアクセシビリティ要件 (抄)

附属書 II 附属書 I のアクセシビリティ要件を満たすことに寄与する可能な解決策の非拘束的な具体例 (略)

附属書 III この指令の対象であるサービスが提供される建築環境に関する第 4 条第 4 項の目的のためのアクセシビリティ要件

附属書 IV 適合性査定手続—製品 (略)

附属書 V アクセシビリティ要件を満たすサービスに関する情報 (略)

附属書 VI 過度の負担の査定基準

欧州議会及び EU 理事会は、EU 運営条約、特にその第 114 条⁽¹⁾を考慮し、(中略) この指令を採択した。

* この翻訳は、Directive (EU) 2019/882 of the European Parliament and of the Council of 17 April 2019 on the accessibility requirements for products and services (OJ L 151, 7.6.2019, p.70) <<http://data.europa.eu/eli/dir/2019/882/oj>> の一部を邦訳したものである。訳出に当たり、必要に応じ、ドイツ語版及びフランス語版の本文を参照した。注は全て訳者によるものであり、規則、指令の詳細を示した原注は、本稿のフォーマットに合わせて脚注に取り込んだ。訳文中の [] 内の語句は、原語又は訳者による補記である。また、訳文本文中の「理事会」は全て EU 理事会 (Council of the European Union) を、「委員会」は全て欧州委員会 (European Commission) を指す。なお、本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2021 年 1 月 26 日である。

(1) EU 運営条約 (Treaty on the Functioning of the European Union) は、EU 条約 (Treaty on European Union) と並ぶ EU の基本条約である。EU 運営条約第 114 条は、物、人、サービス及び資本の自由移動が確保される、内部に国境のない領域から成る EU 域内市場を達成するため、欧州議会及び EU 理事会が、通常立法手続により、域内市場の確立・機能を目的として、加盟国の法令等を近似化 (approximation) させる措置を講じなければならないと規定している。

第1章 総則

第1条 主題

この指令の目的は、特に、この指令の対象となる製品及びサービスの自由な移動に対する加盟国におけるアクセシビリティ要件の相違から生じる障壁を排除し、及び防止することにより、特定の製品及びサービスのアクセシビリティ要件に関する加盟国の法律、規制及び行政規定を近似化させ、もって域内市場が適切に機能することに貢献することとする。

第2条 範囲

1. この指令は、2025年6月28日より後に上市⁽²⁾される次の製品に適用される。
 - (a) 個人向け汎用コンピュータ・ハードウェア・システム及びそれらのハードウェア・システムのオペレーティング・システム
 - (b) 次のセルフサービス端末
 - (i) 決済端末
 - (ii) この指令の対象となるサービスの提供に特化した次のセルフサービス端末
 - 現金自動預払機
 - チケット発券機
 - チェックイン機
 - 情報を提供する双方向のセルフサービス端末、ただし、車両、航空機、船舶又は鉄道車両と一体化して設置されているものを除く。
 - (c) 電気通信サービスのために使用される双方向情報処理機能を有する個人向け端末装置
 - (d) 視聴覚メディアサービスにアクセスするために使用される双方向情報処理機能を有する個人向け端末装置
 - (e) 電子書籍リーダー
2. 第32条に影響を及ぼすことなく、この指令は2025年6月28日より後に消費者に提供される次のサービスに適用される。
 - (a) M2M⁽³⁾サービスの提供に用いられる伝送サービスを除く電気通信サービス
 - (b) 視聴覚メディアサービスへのアクセスを提供するサービス
 - (c) 航空、バス、鉄道及び水上旅客輸送サービスにおける次の要素、ただし、(v)の要素のみが適用される都市、近郊及び地域輸送サービスを除く。
 - (i) ウェブサイト
 - (ii) モバイル・アプリケーションを含む、モバイル機器上で提供されるサービス
 - (iii) 電子チケット及び電子発券サービス
 - (iv) リアルタイムの旅行情報を含む、交通サービス情報の提供、ただし、情報スクリーンに関しては、EUの領域内に位置する双方向スクリーンに限る。
 - (v) EU領域内に位置する双方向セルフサービス端末、ただし、車両、航空機、船舶及び鉄道車両と一体化して設置され、そのような旅客輸送サービスの提供に使用される場合

(2) 第3条第16号参照。

(3) M2M (machine-to-machine) は、コンピュータに接続された機械同士が人間を介在せずに相互に情報を通信・交換し、様々な制御を自動的に行うシステムをいう。手嶋彩子「M2M」2013.3. 情報・知識 & オピニオン imidas ウェブサイト <<https://imidas.jp/genre/detail/A-124-0374.html>>

を除く。

- (d) 個人向け金融サービス
- (e) 電子書籍及び専用ソフトウェア
- (f) 電子商取引サービス

3.～5. (略)

第3条 定義

この指令の適用上、次の定義を適用する。

- (1) 「障害者」とは、長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な機能障害であって、様々な障壁との相互作用により、他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げ得るものを有する者をいう。
- (2)～(3) (略)
- (4) 「サービス提供者」とは、EUの市場でサービスを提供する又はEU内の消費者にそのようなサービスを提供することを申し出る自然人又は法人をいう。
- (5)～(8) (略)
- (9) 「全会話サービス」とは、指令(EU)2018/1972⁽⁴⁾第2条第35号⁽⁵⁾に定義する全会話サービスをいう。
- (10)～(13) (略)
- (14) 「リアルタイムテキスト」とは、2地点間の通信又は多地点間の会議におけるテキスト会話の形態であって、入力されたテキストが一文字ごとに連続してユーザに認識されるような方法で伝達されるものをいう。
- (15) 「市場で利用可能にする」とは、有償又は無償を問わず、商業活動の一環として行われる、EUの市場における流通、消費又は使用のための製品の供給をいう。
- (16) 「上市する」とは、EU市場において製品を最初に利用可能にするをいう。
- (17) 「製造者」とは、製品を製造し、又は製品を設計させ、若しくは製造させ、かつ、当該製品を当該製造者の名称又は商標の下で販売する自然人又は法人をいう。
- (18) 「認定代理人」とは、特定の業務に関して製造者の代理として行動するための書面による委任を製造者から受けたEU内にある自然人又は法人をいう。
- (19) 「輸入者」とは、第三国からの製品をEUの市場に上市するEU内にある自然人又は法人をいう。
- (20) 「流通者」とは、製造者又は輸入者以外のサプライチェーン内の自然人又は法人であって、製品を市場で利用可能にするものをいう。
- (21) 「事業者」とは、製造者、認定代理人、輸入者、流通者又はサービス提供者をいう。
- (22) (略)
- (23) 「零細企業」とは、雇用者数が10人未満であり、年間売上高が200万ユーロ⁽⁶⁾以下又

(4) Directive (EU) 2018/1972 of the European Parliament and of the Council of 11 December 2018 establishing the European Electronic Communications Code (Recast) (OJ L 321, 17.12.2018, p.36.) <<http://data.europa.eu/eli/dir/2018/1972/2018-12-17>> (欧州電気通信コード指令)

(5) 「全会話サービス (total conversation service)」は、複数の場所にいる利用者間で、動画、リアルタイムテキスト、音声を双方向かつ対称的にリアルタイムで伝送する、マルチメディア会話サービスをいう。情報通信技術委員会「JT-F930 マルチメディア通信リレーサービス」2019.8.29, p.6. <https://www.ttc.or.jp/download_file/5829/301>

(6) 1ユーロは約124円(令和2年12月分報告省令レート)である。

は年次貸借対照表合計が 200 万ユーロ以下の企業をいう。

(24) 「小規模及び中規模企業」又は「中小企業」とは、零細企業を除き、雇用者数が 250 人未満であり、年間売上高が 5000 万ユーロ以下又は年次貸借対照表合計が 4300 万ユーロ以下の企業をいう。

(25) ～ (26) (略)

(27) 「撤回」とは、サプライチェーン内の製品が市場で利用可能になるのを防ぐことを目的とした措置をいう。

(28) ～ (34) (略)

(35) 「都市及び近郊輸送サービス」とは、欧州議会及び理事会指令 2012/34/EU⁽⁷⁾ 第 3 条第 6 号⁽⁸⁾ に定義する都市及び近郊のサービスをいい、ただし、この指令の適用上は、鉄道、バス及び長距離バス、地下鉄、路面電車及びトロリーバスのみを含む。

(36) 「地域輸送サービス」とは、指令 2012/34/EU 第 3 条第 7 号⁽⁹⁾ に定義する地域サービスをいい、ただし、この指令の適用上は、鉄道、バス及び長距離バス、地下鉄、路面電車及びトロリーバスのみを含む。

(37) 「支援技術」とは、障害者の機能的能力を向上し、維持し、代替し、若しくは改善するために利用され、又は、機能障害、活動制限⁽¹⁰⁾若しくは参加制限⁽¹¹⁾を緩和し、及び補うために利用される物品、装置、サービス又はソフトウェアを含む製品システムをいう。

(38) ～ (39) (略)

(40) 「双方向情報処理機能」とは、データ、声若しくは動画又はそれらの組合せの処理及び伝送を可能にする人間と機器間の相互作用を支援する機能性をいう。

(41) ～ (44) (略)

第 2 章 アクセシビリティ要件及び自由移動

第 4 条 アクセシビリティ要件

1. 加盟国は、この条第 2 項、第 3 項及び第 5 項に基づき、第 14 条を条件として、事業者が、附属書 I に定めるアクセシビリティ要件を遵守する製品のみを上市し、附属書 I に定めるアクセシビリティ要件に遵守するサービスのみを提供するようにしなければならない。
2. 全ての製品は、附属書 I 第 1 節に定めるアクセシビリティ要件を遵守しなければならない。
セルフサービス端末を除く全ての製品は、附属書 I 第 2 節に定めるアクセシビリティ要件を遵守しなければならない。

(7) Directive 2012/34/EU of the European Parliament and of the Council of 21 November 2012 establishing a single European railway area (OJ L 343, 14.12.2012, p.32.) <<http://data.europa.eu/eli/dir/2012/34/2019-01-01>> (単一欧州鉄道分野を設立する指令)

(8) 都市の中心地又は都市圏の輸送ニーズを満たすこと、また、そのような中心地又は都市圏と周辺地域との間の輸送ニーズを満たすことを主目的とする輸送サービスをいう。

(9) 地域(都市間等)の輸送ニーズを満たすことを主目的とする輸送サービスをいう。

(10) 「活動制限 (activity limitations)」は、個人が活動を行うときに生じる難しさのことをいう。厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課「国際生活機能分類—国際障害分類改訂版—」(日本語版)の厚生労働省ホームページ掲載について 2002.8.5. <<https://www.mhlw.go.jp/houdou/2002/08/h0805-1.html>>

(11) 「参加制約 (participation restrictions)」は、個人が何らかの生活・人生場面に関わるときに経験する難しさをいう。同上

3. この条第5項に影響を及ぼすことなく、都市及び近郊輸送サービス並びに地域輸送サービスを除く全てのサービスは、附属書I第3節に定めるアクセシビリティ要件を遵守しなければならない。

この条第5項に影響を及ぼすことなく、全てのサービスは、附属書I第4節に定めるアクセシビリティ要件を遵守しなければならない。

4. 加盟国は、国内事情に照らして、障害者による利用を最大化するため、この指令の対象となるサービスの顧客が利用する建築環境⁽¹²⁾ [built environment] が、附属書IIIに定めるアクセシビリティ要件を遵守しなければならない旨を決定することができる。
5. サービスを提供する零細企業は、この条第3項にいうアクセシビリティ要件及びこれらの要件の遵守に関連する義務を免除される。
6. 加盟国は、この指令を国内実施する国内措置の適用を容易にするための指針及び手段を零細企業に提供しなければならない。加盟国は、これらの手段を、関連利害関係者と協議して開発しなければならない。
7. 加盟国は、附属書IIに記載されている、附属書Iのアクセシビリティ要件を満たすことに寄与する、可能な解決策の参考例を事業者に通知することができる。
8. ～ 9. (略)

第5条 旅客輸送分野における既存のEU法(略)

第6条 自由移動

加盟国は、この指令を遵守する製品を自国の領域内の市場で利用可能にすること又はこの指令を遵守するサービスを自国の領域内で提供することを、アクセシビリティ要件に関連する理由により妨げてはならない。

第3章 製品を扱う事業者の義務

第7条 製造者の義務

1. 製造者は、製品を上市する際、この指令により適用されるアクセシビリティ要件に基づいて製品が設計され、製造されるようにしなければならない。
2. 製造者は、附属書IVに基づき技術文書を作成し、当該附属書に定める適合性査定手続を実施し、又は実施させなければならない。

適用されるアクセシビリティ要件への製品の遵守がこの手続で実証された場合、製造者は、EU適合宣言書を作成し、CEマーキング⁽¹³⁾を付さなければならない。

3. 製造者は、技術文書及びEU適合宣言書を、製品の上市から5年間保管しなければならない。
4. 製造者は、連続生産の場合において、この指令への適合を維持するための手順が実施され

(12) サービスが実施される建物・設備等。

(13) CE (Conformité Européenne) マーキングは、これが付された製品が、製造者によって評価され、EUの安全、健康、環境保護等の要件を満たしていることを示すもの。CEマーキングの対象製品の製造者は、関連EU法令に従い、製品を評価し、必要な場合には第三者機関の認証を得て、EU適合宣言書を作成する。CEマーキングを付された製品は、欧州経済領域(European Economic Area: EEA, EU加盟国、アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェーで構成される)内での流通が可能になる。“CE marking.” European Commission website <https://ec.europa.eu/growth/single-market/ce-marking_en>; 「CEマーキングの概要: EU」2018.10. JETROウェブサイト <<https://www.jetro.go.jp/world/qa/04S-040011.html>>

るようにしなければならない。製品の設計又は特性の変更及び製品の適合宣言の参照先である整合規格⁽¹⁴⁾又は技術仕様書の変更は、十分に考慮されなければならない。

5. 製造者は、その製品に型番号、バッチ番号、シリアル番号若しくは製品の識別を可能にするその他の要素を記載し、又は、製品のサイズ若しくは性質により記載ができない場合には、必要な情報を包装若しくは製品の添付文書に「記載して」提供するようにしなければならない。
6. 製造者は、その名称、登録商号又は登録商標及び製造者に連絡を取ることができる住所を製品上に表示しなければならない。又は、それが不可能な場合には、製品の包装若しくは製品の添付文書に表示しなければならない。住所には、製造者に連絡を取ることができる単一窓口を表示しなければならない。連絡先の詳細は、エンドユーザ及び市場監視当局が容易に理解できる言語で示されなければならない。
7. 製造者は、関係加盟国の定めるところにより、消費者及び他のエンドユーザが容易に理解できる言語での説明及び安全情報が製品に添付されるようにしなければならない。このような説明及び情報は、ラベルも同様に、明瞭で、理解可能で、分かりやすいものでなければならない。
8. 製造者が、上市した製品がこの指令に適合していないと判断し、又はそのように信じる理由がある場合、当該製品を適合させるため、又は、適切な場合には、当該製品を撤回するために、必要な是正措置を直ちに講じなければならない。さらに、当該製品がこの指令のアクセシビリティ要件を遵守していない場合、製造者は、製品を利用可能にした加盟国の国内管轄官庁にその旨を直ちに通知し、特に、不遵守及び講じられた是正措置の詳細を通知しなければならない。このような場合、製造者は、適用されるアクセシビリティ要件を遵守していない製品及び関連する苦情の登録簿を保存しなければならない。
9. 製造者は、国内管轄官庁からの合理的な要請に対し、当該官庁が容易に理解できる言語で、製品の適合性を実証するために必要な全ての情報及び文書を当該官庁に提供しなければならない。製造者は、当該官庁の要請に応じて、上市した製品に適用されるアクセシビリティ要件の不遵守を排除するための行動、特に適用されるアクセシビリティ要件に製品を遵守させるためのものにおいて、当該官庁に協力しなければならない。

第8条 認定代理人（略）

第9条 輸入者の義務

1. 輸入者は、遵守製品のみを上市しなければならない。
2. 製品の上市前に、輸入者は、附属書IVに定める適合性査定手続が製造者によって実施されるようにしなければならない。輸入者は、製造者が当該附属書の要求する必要な技術文書を作成し、製品にCEマーキングが付され、及び必要文書が添付され、並びに製造者が第7条第5項及び第6項に定める要件を遵守するようにしなければならない。
3. 輸入者が、製品がこの指令により適用されるアクセシビリティ要件に適合していないと判断し、又はそのように信じる理由がある場合、製品が適合するまで製品を上市してはならない。さらに、製品が適用されるアクセシビリティ要件を遵守していない場合、輸入者は、製

(14) 「整合規格 (harmonised standard)」は、EU 内で調和のとれた法令を適用するために欧州委員会が行う要求に基づいて採択される欧州規格をいう。“Harmonised Standards.” European Commission website <https://ec.europa.eu/growth/single-market/european-standards/harmonised-standards_en>

造者及び市場監督当局にその旨を通知しなければならない。

4. 輸入者は、その名称、登録商号又は登録商標及び輸入者に連絡を取ることができる住所を製品上に表示しなければならない。又は、それが不可能な場合には、製品の包装若しくは製品の添付文書に表示しなければならない。連絡先の詳細は、エンドユーザ及び市場監視当局が容易に理解できる言語で示されなければならない。
5. 輸入者は、関係加盟国の定めるところにより、消費者及び他のエンドユーザが容易に理解できる言語での説明及び安全情報が製品に添付されるようにしなければならない。
6. 輸入者は、製品が当該輸入者の責任下にある間、保管条件又は輸送条件が、適用されるアクセシビリティ要件への当該製品の遵守を損なうことがないようにしなければならない。
7. 輸入者は、EU 適合宣言書の写しを5年間保管し、市場監視当局が利用できるようにし、かつ、当該当局の要請に基づき、当該当局が技術文書を利用できるようにしなければならない。
8. 輸入者は、上市した製品がこの指令に適合していないと判断し、又はそのように信じる理由がある場合、当該製品を適合させるため、又は、適切な場合には、当該製品を撤回するために、必要な是正措置を直ちに講じなければならない。さらに、製品が適用されるアクセシビリティ要件を遵守していない場合、輸入者は、製品を利用可能にした加盟国の国内管轄官庁にその旨を直ちに通知し、特に、不遵守及び講じられた是正措置の詳細を通知しなければならない。このような場合、輸入者は、適用されるアクセシビリティ要件を遵守していない製品及び関連する苦情の登録簿を保存しなければならない。
9. 輸入者は、国内管轄官庁からの合理的な要請に対し、当該官庁が容易に理解できる言語で、製品の適合性を実証するために必要な全ての情報及び文書を当該官庁に提供しなければならない。輸入者は、当該官庁の要請に応じて、上市した製品に適用されるアクセシビリティ要件の不遵守を排除するための行動において、当該官庁に協力しなければならない。

第10条 流通者の義務

1. 流通者は、製品を市場で利用可能にする際に、この指令の要件に関して十分な注意を払って行動しなければならない。
2. 流通者は、製品を市場で利用可能にする前に、製品にCEマーキングが付され、製品が市場で利用可能にされる加盟国の消費者及び他のエンドユーザが容易に理解できる言語で製品に必要な文書並びに説明及び安全情報が添付され、製造者及び輸入者がそれぞれ第7条第5項及び第6項並びに第9条第4項に定める要件を遵守するようにしなければならない。
3. 流通者が、製品がこの指令により適用されるアクセシビリティ要件に適合していないと判断し、又はそのように信じる理由がある場合、流通者は、製品が適合するまで当該製品を市場で利用可能にしてはならない。さらに、製品が適用されるアクセシビリティ要件を遵守していない場合、流通者は製造者又は輸入者及び市場監視当局にその旨を通知しなければならない。
4. 流通者は、製品が当該流通者の責任下にある間、保管条件又は輸送条件が、適用されるアクセシビリティ要件への当該製品の遵守を損なうことがないようにしなければならない。
5. 流通者は、市場で利用可能にした製品がこの指令に適合していないと判断し、又はそのように信じる理由がある場合、当該製品を適合させるため、又は、適切な場合には、当該製品が撤回されるために、必要な是正措置が確実に講じられるようにしなければならない。さらに、製品が適用されるアクセシビリティ要件を遵守していない場合、流通者は、製品を市場

で利用可能にした加盟国の国内管轄官庁にその旨を直ちに通知し、特に、不遵守及び講じられた是正措置の詳細を通知しなければならない。

6. 流通者は、国内管轄官庁からの合理的な要請に対し、製品の適合性を実証するために必要な全ての情報及び文書を当該官庁に提供しなければならない。流通者は、当該官庁の要請に応じて、市場で利用可能にした製品に適用されるアクセシビリティ要件への不遵守を排除するための行動について、当該官庁に協力しなければならない。

第 11 条 製造者の義務が輸入者及び流通者に適用される場合（略）

第 12 条 商品を扱う事業者の特定（略）

第 4 章 サービス提供者の義務

第 13 条 サービス提供者の義務

1. サービス提供者は、この指令のアクセシビリティ要件に基づきサービスを設計し、提供するようにしなければならない。
2. サービス提供者は、附属書 V に基づき必要な情報を準備し、適用されるアクセシビリティの要件をサービスがどのように満たしているかを説明しなければならない。この情報は、障害者がアクセス可能な方法を含む、書面形式及び口頭形式で公表されなければならない。サービス提供者は、サービスが稼働している限り、当該情報を保存しなければならない。
3. 第 32 条に影響を及ぼすことなく、サービス提供者は、サービス提供において適用されるアクセシビリティ要件への適合を維持するための手順が実施されるようにしなければならない。サービス提供の特性の変更、適用されるアクセシビリティ要件の変更及びサービスがアクセシビリティ要件を満たすことを宣言する際の参照先とされた整合規格又は技術仕様書の変更は、サービス提供者が十分に考慮しなければならない。
4. 不適合の場合、サービス提供者は、適用されるアクセシビリティ要件に当該サービスを適合させるために必要な是正措置を講じなければならない。さらに、サービスが適用されるアクセシビリティ要件を遵守していない場合、サービス提供者は、サービスが提供されている加盟国の国内管轄官庁にその旨を直ちに通知し、特に、不遵守及び講じられた是正措置の詳細を通知しなければならない。
5. サービス提供者は、管轄官庁からの合理的な要請に対し、サービスが適用されるアクセシビリティ要件に適合していることを実証するために必要な全ての情報を当該官庁に提供しなければならない。サービス提供者は、当該官庁の要請に応じて、サービスにアクセシビリティ要件を遵守させるための行動において、当該官庁に協力しなければならない。

第 5 章 製品又はサービスの根本的な改変及び事業者への過度の負担

第 14 条 根本的な改変及び過度の負担

1. 第 4 条にいうアクセシビリティ要件は、要件への遵守が次に掲げる範囲内にあるときのみ適用される。
 - (a) 製品又はサービスの基本的性質を根本的に改変するような大幅な変更を必要としないこと。

- (b) 関係事業者に過度の負担を課す結果とならないこと。
2. 事業者は、第4条にいうアクセシビリティ要件の遵守がこの条の第1項で規定するような根本的な改変をもたらすかどうか、又は、附属書VIに定める関連基準に基づく過度の負担を課すかどうかについての査定を行わなければならない。
 3. 事業者は、第2項の査定を文書化しなければならない。事業者は、場合に応じて、製品が最後に市場で利用可能にされた時又はサービスが最後に提供された時から起算して5年間、関連する全ての結果を保存しなければならない。事業者は、場合に応じて、市場監視当局又はサービスの遵守確認を担当する当局からの要請に対し、第2項にいう査定の写しを当局に提供しなければならない。
 4. 第3項の例外として、製品を扱う零細企業は、査定を文書化する要件を免除される。ただし、市場監視当局が要請した場合、製品を扱う零細企業であって第1項に依拠することを選択したものは、第2項にいう査定に関連する事実を当局に提供しなければならない。
 5. 第1項第b号に依拠するサービス提供者は、次に掲げる場合には、サービスの各区分又は各種類に関し、過度の負担であるかどうかについての査定を更新しなければならない。
 - (a) 提供するサービスを改変した場合
 - (b) サービスの遵守確認を担当する当局から要請があった場合
 - (c) どのような場合でも、少なくとも5年ごと
 6. 事業者が、アクセシビリティの向上を目的として、公的資金か民間資金かを問わず、事業者自身の資金源以外の財源から資金提供を受けている場合には、当該事業者は、第1項第b号に依拠する権利を有しない。
 7. (略)
 8. 事業者が、特定の製品又はサービスに関して第1項に依拠する場合、当該製品が上市される加盟国の関連市場監視当局又は当該サービスが提供される加盟国のサービスの遵守確認を担当する当局に、その旨の情報を送付しなければならない。

第1段落の規定は、零細企業には適用されない。

第6章 製品及びサービスの整合規格及び技術仕様書

第15条 適合性の推定 (略)

第7章 製品の適合性及び CE マーキング

第16条 製品の EU 適合宣言書

1. EU 適合宣言書は、適用されるアクセシビリティ要件の充足が実証されていることを示さなければならない。例外として第14条が用いられている場合、EU 適合宣言書は、どのアクセシビリティ要件がその例外の対象であることを示さなければならない。
2. EU 適合宣言書は、決定 No.768/2008/EC⁽¹⁵⁾ の附属書 III に定めるモデル様式に沿うもので

(15) Decision No 768/2008/EC of the European Parliament and of the Council of 9 July 2008 on a common framework for the marketing of products, and repealing Council Decision 93/465/EEC (OJ L 218, 13.8.2008, p.82.) <[http://data.europa.eu/eli/dec/2008/768\(1\)/oj](http://data.europa.eu/eli/dec/2008/768(1)/oj)> (製品の適合性評価等に関する決定)

なければならない。EU 適合宣言書は、この指令の附属書 IV に規定する要素を含み、継続的に更新されなければならない。技術文書に関する要件は、零細企業及び中小企業に不当な負担を課すことを避けなければならない。これ〔技術文書〕は、製品が上市される又は市場で利用可能にされる加盟国が要求する言語に翻訳されなければならない。

3. 製品が、EU 適合宣言書を必要とする複数の EU 法の対象となっている場合、そのような全ての EU 法に関する単一の EU 適合宣言書が作成されなければならない。当該宣言には、官報の参照先を含む当該法律の識別情報が含まれていなければならない。
4. EU 適合宣言書を作成することにより、製造者は、製品がこの指令の要件を遵守していることに関し責任を負う。

第 17 条 製品の CE マーキングの一般原則（略）

第 18 条 CE マーキングを付すための規則及び条件

1. CE マーキングは、製品又はそのデータプレートに、視認でき、読みやすく、消去できない形で付されなければならない。製品の性質上、それが不可能な場合又は正当でない場合は、包装及び添付書類に CE マーキングが付されなければならない。
2. CE マーキングは、上市前に付されなければならない。
3. 加盟国は、CE マーキングの管理体制の正しい適用を確保するために既存の仕組みを踏まえ、かつ、CE マーキングが不適切に使用された場合は適切な措置を講じなければならない。

第 8 章 製品の市場監視及び EU セーフガード手続

第 19 条 製品の市場監視（略）

第 20 条 適用されるアクセシビリティ要件を遵守していない製品を扱うための国内レベルの手続

1. 加盟国の市場監視当局は、この指令の対象となる製品が適用されるアクセシビリティ要件を遵守していないと信じるに足る十分な理由がある場合、当該製品に関し、この指令に定める全ての要件を網羅した評価を実施しなければならない。関連事業者は、その目的のため、市場監視当局に全面的に協力しなければならない。

第 1 段落にいう評価の過程で、製品がこの指令に定める要件を遵守していないことを市場監視当局が発見した場合、当該当局は遅滞なく、関連事業者に対し、不遵守の性質に見合った当該当局が定める合理的な期間内に、製品を当該要件に遵守させるための全ての適切な是正措置を講じるよう要求しなければならない。

市場監視当局は、関連事業者が第 2 段落にいう期間内に適切な是正措置を講じなかった場合に限り、合理的な追加の期間内に、関連事業者に製品を市場から撤回するよう要求しなければならない。

この項の第 2 段落及び第 3 段落にいう措置には、規則 (EC) 765/2008⁽¹⁶⁾ 第 21 条⁽¹⁷⁾ が適用される。

(16) Regulation (EC) No 765/2008 of the European Parliament and of the Council of 9 July 2008 setting out the requirements for accreditation and market surveillance relating to the marketing of products and repealing Regulation (EEC) No 339/93 (OJ L 218, 13.8.2008, p.30.) <<http://data.europa.eu/eli/reg/2008/765/oj>> (製品の市場監視に関する規則)

(17) 製品を市場で利用可能にすることの禁止及び制約、製品の撤回等を行う際の手続等について規定する。

2. 市場監視当局は、不遵守が自国の領域に限定されないと判断した場合には、評価の結果及び事業者に要求した行動を委員会及び他の加盟国に通知しなければならない。
3. 事業者は、EU市場で利用可能にした全ての該当製品に関し、全ての適切な是正措置が講じられるようにしなければならない。
4. 関連事業者が第1項第3段落の期間内に適切な是正措置を講じなかった場合、市場監視当局は、自国の市場で製品を利用可能にすることを禁止し、若しくは制限し、又は自国の市場から製品を撤回させるために、全ての適切な暫定的な措置を講じなければならない。
市場監視当局は、これらの措置について、遅滞なく、委員会及び他の加盟国に通知しなければならない。
5. 第4項第2段落にいう「[通知された]」情報には、利用可能な全ての詳細、特に、不遵守製品を特定するために必要なデータ、製品の出所、申し立てられた不遵守の性質及び製品が遵守していないアクセシビリティ要件、講じられた国内措置の性質及び期間並びに関連事業者の論拠が含まれなければならない。特に、市場監視当局は、不遵守が次のいずれかの理由によるものであるかどうかを示さなければならない。
 - (a) 製品が適用されるアクセシビリティ要件を満たしていないこと。
 - (b) 適合性の推定を与える、第15条にいう整合規格又は技術仕様書に欠陥があること。
6. この条に基づく手続を開始する加盟国以外の加盟国は、遅滞なく、当該製品の不遵守に関して講じた措置及び当該加盟国が有する追加情報を委員会及び他の加盟国に通知し、「この条に基づく手続を開始する加盟国から」知らされた国内措置に不服がある場合には、異議を申し立てなければならない。
7. 第4項第2段落にいう情報を受領してから3か月以内に、加盟国が講じた暫定措置について「他の」加盟国又は委員会のいずれからも異議申立てがなされなかった場合には、当該暫定措置は正当化されたものとみなされる。
8. 加盟国は、当該製品に関して、当該製品の市場からの撤回等の適切な制限措置が遅滞なく講じられるようにしなければならない。

第21条 EUセーフガード手続(略)

第22条 形式上の不遵守(略)

第9章 サービスの遵守 [確認]

第23条 サービスの遵守 [確認]

1. 加盟国は、次の目的のために、適切な手続を策定し、実施し、定期的に更新しなければならない。
 - (a) 「[製品に関する]」第19条第2項を準用する、第14条にいう査定を含め、サービスがこの指令の要件を遵守していることを確認すること。
 - (b) この指令のアクセシビリティ要件へのサービスの不遵守に関連する問題に関する苦情又は報告をフォローアップすること。
 - (c) 事業者が必要な是正措置を講じたことを確認すること。
2. 加盟国は、サービスの遵守に関して、第1項の手続の実施に責任を有する当局を指定しなければならない。

加盟国は、第1段落にいう当局の存在、責任、識別情報、業務及び決定について、公衆に情報が提供されるようにしなければならない。これらの当局は、要請に応じて、その情報がアクセス可能な形式で利用できるようにしなければならない。

第10章 他のEU法におけるアクセシビリティ要件

第24条 他のEU法に基づくアクセシビリティ

1. この指令の第2条にいう製品及びサービスに関し、この指令の附属書Iに定めるアクセシビリティ要件は、指令2014/24/EU⁽¹⁸⁾第42条第1項⁽¹⁹⁾及び指令2014/25/EU⁽²⁰⁾第60条第1項⁽²¹⁾にいう義務的なアクセシビリティ要件を構成する。
2. この指令の附属書I第6節に基づき附属書Iに定めるアクセシビリティ要件を遵守する特性、要素又は機能を有する製品及びサービスは、アクセシビリティに関し、この指令以外のEU法に定める関連義務を、当該EU法に別段の定めがない限り、当該特性、要素又は機能について満たすものと推定される。

第25条 他のEU法のための整合規格及び技術仕様書（略）

第11章 委任行為、実施権限及び末尾規定

第26条 委任の行使（略）

第27条 委員会手続（略）

第28条 ワーキンググループ

委員会は、市場監視当局の代表者、サービスの遵守確認を担当する当局の代表者及び障害者団体代表者を含む関連利害関係者の代表者で構成されるワーキンググループを設置しなければならない。

ワーキンググループは、次のことを行わなければならない。

- (a) 当局と関連利害関係者間の情報交換及び最良事例の交換を促進すること。
- (b) この指令のアクセシビリティ要件の適用における一貫性を向上させ、第14条の実施を綿密に監視するために、この指令の実施に関連する事項について当局と関係利害関係者間の協力を支援すること。
- (c) 特に委員会に対し、とりわけ第4条及び第14条の実施に関して助言すること。

(18) Directive 2014/24/EU of the European Parliament and of the Council of 26 February 2014 on public procurement and repealing Directive 2004/18/EC (OJ L 94, 28.3.2014, p.65.) <<http://data.europa.eu/eli/dir/2014/24/2020-01-01>>（公共調達に関する指令）

(19) 公共調達において、人の使用が意図される物品・サービス等を調達する場合には、技術仕様書においてアクセシビリティの基準を考慮しなければならないが、また、EU法において義務的なアクセシビリティ要件が定められている場合には、当該要件への参照をもって技術仕様を定義しなければならない旨を規定する。

(20) Directive 2014/25/EU of the European Parliament and of the Council of 26 February 2014 on procurement by entities operating in the water, energy, transport and postal services sectors and repealing Directive 2004/17/EC (OJ L 94, 28.3.2014, p.243.) <<http://data.europa.eu/eli/dir/2014/25/2020-01-01>>（特定分野における公共調達に関する指令）

(21) 前掲注(19)と同様の規定が置かれている。

第29条 実施(略)

第30条 罰則

1. 加盟国は、この指令に基づき採択された国内規定の違反に適用される罰則に関する規則を定め、かつ、それが実施されるために必要な全ての措置を講じなければならない。
2. 規定される罰則は、実効性、比例性⁽²²⁾及び抑止力を有しなければならない。これらの罰則は、事業者が遵守しない場合における効果的な救済措置を伴うものでなければならない。
3. 加盟国は、遅滞なく、これらの規則及び措置を委員会に通知し、また、これらの規則及び措置に影響を与えるその後の改正があった場合には、遅滞なく、委員会に通知しなければならない。
4. 罰則は、不遵守の重大性及び遵守していない製品又はサービスの単位数を含む不遵守の程度並びに影響を受けた人数を含め、不遵守の程度を考慮するものでなければならない。
5. この条は、指令2014/24/EU又は指令2014/25/EUの対象となる調達手続には適用されない。

第31条 [国内法への] 置換

1. 加盟国は、2022年6月28日までに、この指令を遵守するために必要な法律、規制及び行政規定を採択し、公表しなければならない。加盟国は、それらの措置の条文を直ちに委員会に伝達しなければならない。
2. 加盟国は、これらの措置を、2025年6月28日から適用しなければならない。
3. この条第2項の例外として、加盟国は、第4条第8項に定める義務に関する措置を、最も遅い場合で2027年6月28日から適用する旨を決定することができる。
4. 加盟国がそれらの措置を採択する場合には、それらの措置においてこの指令への言及を行わなければならない、又は官報掲載の際に当該言及を添付しなければならない。当該言及の方法は加盟国が定めなければならない。
5. 加盟国は、この指令が対象とする分野において採択する国内法の主要な措置の条文を委員会に伝達しなければならない。
6. 第4条第4項に規定する可能性を利用する加盟国は、その目的のために採択した国内法の主要な措置の条文を委員会に伝達し、その実施の進捗状況を委員会に報告しなければならない。

第32条 経過措置

1. この条第2項に影響を及ぼすことなく、加盟国は、2030年6月28日に終了する経過期間を規定しなければならない。経過期間中、サービス提供者は、この日より前に同様のサービス提供のために合法的に使用していた製品を使用してサービスを提供し続けることができる。
2025年6月28日より前に合意されたサービス契約は、その日[2025年6月28日]から5年を超えない範囲で、期間満了まで変更なく継続することができる。
2. 加盟国は、2025年6月28日より前にサービス提供者がサービス提供のために合法的に使用していたセルフサービス端末を、経済的な耐用年数が終了するまで、ただし使用開始後

(22) 比例性の原則とは、EU司法裁判所の判例によってEU法の一般原則の1つとして確立した原則であり、EU法に基づき実施される措置は、目的を達成するために適当であり、かつ、達成に必要な範囲を超えてはならないことを意味する。また、EU条約第5条第4項は、EUの活動内容及び形式は、EUの基本条約の目的の達成に必要とされる範囲を超えてはならないと規定している。庄司克宏『新EU法 基礎篇』岩波書店、2013、pp.38-39; 中西優美子『法学叢書EU法』新世社、2012、pp.29-31、108-109。

20年を超えない範囲で、同様のサービス提供のために使用し続けることができる旨を規定できる。

第33条 報告及び審査

1. 委員会は、2030年6月28日までに、その後は5年ごとに、欧州議会、理事会、欧州経済社会委員会及び地域委員会に対し、この指令の適用に関する報告書を提出しなければならない。
2. (第1段落～第3段落 略)
委員会は、必要に応じて、立法措置を含む適切な措置を提案しなければならない。
- 3.～4. (略)

第34条

この指令は、『EU官報』における公布日の翌日から起算して20日後に施行する。

第35条

この指令は、加盟国を名宛人とする。

2019年4月17日、ストラスブールにて

欧州議会議長

A. TAJANI

EU 理事会議長

G. CIAMBA

附属書I 製品及びサービスのアクセシビリティ要件

第1節 第2条第1項に基づき、この指令の対象となる全ての製品に関する一般的なアクセシビリティ要件

製品は、障害者による予測可能な利用を最大化する方法で設計され、生産されなければならない。かつ、可能な場合には製品中又は製品上に、製品の機能及びアクセシビリティ機能に関するアクセス可能な情報が添付されなければならない。

1. 情報提供に関する要件

- (a) 製品自体に記載されている製品の使用に関する情報（ラベル、説明及び警告）は、次の要件を満たさなければならない。
 - (i) 複数の感覚経路を介して利用可能にすること。
 - (ii) 理解可能な方法で提示されること。
 - (iii) ユーザが知覚できる方法で提示されること。
 - (iv) 予測される使用条件を考慮して適切なサイズ及び適切な形状のフォントで提示し、適切な明暗差を用い、かつ、文字、行及び段落間の間隔を調整できるようにすること。
- (b) 製品のアクセシビリティ機能、それらを有効にする方法及び支援方法との相互運用性を含め、製品自体には記載されていないが、製品の使用を通じて又はウェブサイト等の他の手段を通じて利用可能にされる製品の使用方法の説明は、製品が上市される際に公表されなければならない。かつ、次の要件を満たさなければならない。
 - (i) 複数の感覚経路を介して利用可能にすること。
 - (ii) 理解可能な方法で提示されること。
 - (iii) ユーザが知覚できる方法で提示されること。
 - (iv) 予測される使用条件を考慮して適切なサイズ及び適切な形状のフォントで提示し、適切な明暗差を用い、かつ、文字、行及び段落間の間隔を調整できるようにすること。
 - (v) コンテンツに関しては、様々な方法でかつ複数の感覚経路を介して提示される代替的な支援形式の作成に適したテキスト形式で利用可能にすること。
 - (vi) テキスト以外のコンテンツは代替表示を伴うこと。
 - (vii) 第2項 [ユーザインタフェースと機能性設計] に基づき、製品のユーザインタフェース（取扱い、制御及びフィードバック、入力及び出力）に関して提供される説明を含み、かつ、この説明は、製品が当該機能を提供するかどうかを第2項の項目ごとに示すこと。
 - (viii) 第2項に基づき、障害者のニーズに対応することを目的とした機能によって提供される製品の機能性の説明を含み、かつ、この説明は、製品が当該機能を提供するかどうかを第2項の項目ごとに示すこと。
 - (ix) 製品のソフトウェア及びハードウェアのインタフェースと支援機器 [の接続] に関する説明を含み、かつ、この説明は、当該製品との検証が行われた支援機器の一覧を含むこと。

2. ユーザインタフェース及び機能性設計

製品は、ユーザインタフェースを含め、次に掲げる事項を確保することにより、障害者が製品にアクセスし、製品を知覚し、操作し、理解し及び制御できる特性、要素、機能を備えていなければならない。

- (a) 製品が、対人コミュニケーション、操作、情報提供、制御及び方向付けを含むコミュニケーションを提供する場合、複数の感覚経路を介して行われなければならない。これには、視覚、聴覚、発話 [speech] 及び触覚の要素を代替するものを提供することが含まれない。
- (b) 製品が発話を用いる場合、コミュニケーション、操作、制御及び方向付けのために、発話及び声による [vocal] 入力を代替するものを提供しなければならない。
- (c) 製品が視覚的要素を用いる場合、コミュニケーション、情報提供及び操作のための柔軟な拡大率、輝度、明暗差を提供し、かつ、インタフェースを操作するためにプログラム及び支援機器との相互運用性を確保しなければならない。
- (d) 製品が、情報を伝達し、行動を指示し、反応を要求し、又は要素を識別するために色を用いる場合、色を代替するものを提供しなければならない。
- (e) 製品が、情報を伝達し、行動を指示し、反応を要求し、又は要素を識別するために可聴信号 [audible signals] を用いる場合、可聴信号を代替するものを提供しなければならない。
- (f) 製品が視覚的要素を用いる場合、視覚的明瞭性を向上させるための柔軟な方法を提供しなければならない。
- (g) 製品が音声 [audio] を用いる場合、ユーザによる音量及び速度の制御並びに周囲の製品からの干渉音声信号の低減及び音声の明瞭化を含む音声増強機能を提供しなければならない。
- (h) 製品が手動の操作及び制御を必要とする場合、操作のための同時制御の必要性を回避して、逐次制御を提供し、微細な運動制御を代替するものを提供し、かつ、触覚で識別可能な部品を使用しなければならない。
- (i) 製品は、広い可動域及び強い力を必要とする操作方法を回避しなければならない。
- (j) 製品は、光過敏性発作の誘発を回避しなければならない。
- (k) 製品は、ユーザがアクセシビリティ機能を利用する際に、そのプライバシーを保護しなければならない。
- (l) 製品は、生体認証及び生体制御を代替するものを提供しなければならない。
- (m) 製品は、機能性の一貫性を確保し、双方向のやり取りのための十分かつ柔軟な量の時間を提供しなければならない。
- (n) 製品は、支援技術と接続するためのソフトウェア及びハードウェアを提供しなければならない。
- (o) 製品は、次の分野に固有の要件を遵守しなければならない。
 - (i) セルフサービス端末は、次の要件を満たさなければならない。
 - テキスト読上げ技術を提供すること。
 - 個人用ヘッドセットの使用を可能とすること。
 - 時間制限のある応答が要求される場合、複数の感覚経路を介してユーザに警告すること。
 - 与えられた時間を延長できるようにすること。
 - キー及び制御装置が利用可能な場合は、適切な明暗差及び触覚で識別可能なキー及び制御装置を備えること。

- アクセシビリティ機能を必要とするユーザが、当該端末の電源を入れるために、アクセシビリティ機能を起動させる必要がないようにすること。
 - 製品が音声又は可聴信号を用いる場合、当該製品は、補聴器、テレコイル⁽²³⁾、人工内耳及び聴覚補助機器等の聴覚技術を含む、EUレベルで利用可能な支援機器及び支援技術と互換性を有すること。
- (ii) 電子書籍リーダーは、テキスト読上げ技術を提供しなければならない。
- (iii) 電気通信サービスを提供するために使用される双方向情報処理機能を有する個人向け端末装置は、次の要件を満たさなければならない。
- そのような製品が声 [voice] に加えてテキスト機能を有する場合、リアルタイムテキストの処理を備え、高忠実度 [ハイファイ] 音声に対応すること。
 - テキスト及び声に追加された、又は、それらと組み合わせた動画機能を有する場合、同期された声、リアルタイムテキスト及び手話コミュニケーションを可能にする解像度の動画を含む全会話サービスの処理を備えること。
 - 聴覚技術との効果的な無線接続を確保すること。
 - 支援機器との干渉を回避すること。
- (iv) 視聴覚メディアサービスにアクセスするために使用される双方向情報処理機能を有する個人向け端末装置は、ユーザによるアクセス、選択、制御及び個人設定のため並びに支援機器への伝送のために、視聴覚メディアサービス提供者が提供するアクセシビリティ要素を障害者が利用できるようにしなければならない。

3. サポートサービス

利用可能な場合には、サポートサービス（ヘルプデスク、コールセンター、テクニカルサポート、リレーサービス及びトレーニングサービス）は、製品のアクセシビリティ及び支援技術との互換性に関する情報を、アクセス可能な伝達方法で提供しなければならない。

第2節 第2条第1項第b号にいうセルフサービス端末を除く、第2条第1項の製品に関するアクセシビリティ要件

第1節の要件に加えて、この節の対象となる製品の包装及び説明は、障害者による予測可能な利用を最大化するために、アクセス可能なものとしなければならない。これは、次のことを意味する。

- (a) 製品の包装は、その中で提供されている情報（例えば、開封、閉封、使用、廃棄に関する情報）を含め、また、製品のアクセシビリティ特性に関する情報が提供されている場合にはその情報を含め、アクセス可能なものにしなければならない。実現可能な場合には、そのアクセス可能な情報を、包装上で提供しなければならない。
- (b) 製品本体には記載されていないが、ウェブサイト等の他の方法で利用可能とされる製品の設置及び保守、保管及び廃棄に関する説明は、製品の上市時に公表されていなければならない。かつ、次の要件を遵守しなければならない。

(23) 周囲の雑音等を軽減し、音を明瞭に聞き取りやすくする、補聴器の機能。「人工聴覚医療情報の発信と磁気ループ補聴システムの導入 4 磁気ループが利用できる聴覚機器」2019.8.7. 情報通信研究機構情報バリアフリーのための情報提供サイト <<https://barrierfree.nict.go.jp/topic/service/20131018/page4.html>>

- (i) 複数の感覚経路を介して利用可能であること。
- (ii) 理解可能な方法で提示されること。
- (iii) ユーザが知覚できる方法で提示されること。
- (iv) 予測される使用条件を考慮して適切なサイズ及び適切な形状のフォントで提示し、適切な明暗差を用い、かつ、文字、行及び段落間の間隔を調整できるようにすること。
- (v) 説明の内容は、様々な方法でかつ複数の感覚経路を介して提示される代替的な支援形式の作成に適したテキスト形式で利用可能にすること。
- (vi) テキスト以外のコンテンツを含む説明は、そのコンテンツの代替表示を伴うこと。

第3節 第2条第2項に基づき、この指令の対象となる全てのサービスに関連する一般的なアクセシビリティ要件

サービスの提供は、障害者による予測可能な利用を最大化するため、次の方法によって実現されなければならない。

- (a) この附属書の第1節及び該当する場合には第2節に基づき、サービスの提供に使用される製品のアクセシビリティを確保すること。
- (b) サービスの機能に関する情報を提供し、また、サービスの提供において製品が使用されている場合には、サービスとそれらの製品との関連性に関する情報を提供し、並びに、それら製品のアクセシビリティ特性、及び、支援機器及び設備との相互運用性に関する情報を、次の方法により提供すること。
 - (i) 複数の感覚経路を介して情報を利用可能にすること。
 - (ii) 理解可能な方法で情報を提示すること。
 - (iii) ユーザが知覚できる方法で情報を提示すること。
 - (iv) 情報コンテンツを、ユーザによって様々な方法で、かつ複数の感覚経路を介して提示される代替的な支援形式の作成に適したテキスト形式で利用可能にすること。
 - (v) 予測される使用条件を考慮して適切なサイズ及び適切な形状のフォントで提示し、適切な明暗差を用い、かつ、文字、行及び段落間の間隔を調整できるようにすること。
 - (vi) テキスト以外のコンテンツを、そのコンテンツの代替表示で補うこと。
 - (vii) サービスの提供に必要な電子情報を、知覚可能で、操作可能で、理解可能で、かつ堅牢なものにすることにより、一貫性のある適切な方法で提供すること。
- (c) 関連するオンライン・アプリケーションを含むウェブサイト及びモバイル・アプリケーションを含むモバイル機器を利用したサービスを、知覚可能で、操作可能で、理解可能で、かつ堅牢なものにすることにより、一貫性のある適切な方法でアクセス可能にすること。
- (d) 利用可能な場合には、サポートサービス（ヘルプデスク、コールセンター、テクニカルサポート、リレーサービス及びトレーニングサービス）が、サービスのアクセシビリティ及び支援技術との互換性に関する情報を、アクセス可能な伝達手段で提供すること。

第4節 特定のサービスに関連する追加のアクセシビリティ要件

サービスの提供は、障害者による予測可能な利用を最大化するため、障害者のニーズに対応し、支援技術との相互運用性を確保するための機能、実践、方針及び手順並びにサービス運営の変更を含めることにより実現されなければならない。

- (a) 指令 (EU) 2018/1972 第 109 条第 2 項⁽²⁴⁾ に掲げる緊急通信を含む電気通信サービスに関しては、次の方法によること。
- (i) 声による通信に加えて、リアルタイムテキストを提供すること。
 - (ii) 声による通信に加えて動画を提供する場合には、全会話サービスを提供すること。
 - (iii) 声、テキスト（リアルタイムテキストを含む）を使用した緊急通信が、動画が提供されている場合には動画も共に、全会話サービスとして同期され、電気通信サービス提供者によって最も適切な PSAP⁽²⁵⁾ に伝送されるようにすること。
- (b) 視聴覚メディアサービスへのアクセスを提供するサービスに関しては、次の方法によること。
- (i) 知覚可能で、操作可能で、理解可能で、かつ堅牢な電子番組表（EPG）⁽²⁶⁾ を提供し、アクセシビリティの利用可能性に関する情報を提供すること。
 - (ii) ろう者及び難聴者用字幕、音声による説明、音声字幕、手話通訳等の視聴覚メディアサービスのアクセシビリティの要素（アクセスサービス）が、その表示及び使用をユーザが制御できるようにしつつ、正確な表示のために適切な品質で完全に伝送され、音 [sound] 及び動画と同期されるようにすること。
- (c) 都市及び近郊輸送サービス並びに地域輸送サービスを除く、航空、バス、鉄道及び水上旅客輸送サービスに関しては、次の方法によること。
- (i) 車両、周辺のインフラ及び建築環境のアクセシビリティに関する情報及び障害者支援に関する情報が提供されるようにすること。
 - (ii) スマートチケット（電子予約、チケット予約等）、リアルタイムの旅行情報（時刻表、交通障害に関する情報、乗継ぎサービス、他の交通機関との乗継ぎ等）、追加サービス情報（例えば、駅の人員配置、故障中のエレベータ、一時的に利用できないサービス等）に関し情報が提供されるようにすること。
- (d) 都市及び近郊輸送サービス並びに地域輸送サービスに関しては、この附属書の第 1 節に基づき、サービスの提供に使用されるセルフサービス端末のアクセシビリティを確保すること。
- (e) 個人向け金融サービスに関しては、次の方法によること。
- (i) 知覚可能で、操作可能で、理解可能で、かつ堅牢な本人確認方法、電子署名、安全性及び決済サービスを提供すること。
 - (ii) 情報が、欧州評議会⁽²⁷⁾ の欧州言語共通参照枠組み⁽²⁸⁾ のレベル B2（中上級）の複雑

(24) 電話等の対人通信サービスが、最も適切な「公共安全応答機関（public safety answering point: PSAP）」への通報を可能にすべきこと等を規定する。

(25) PSAP は、緊急通報（警察、消防等）の最初の受付窓口となる機関をいう。

(26) テレビ画面上で番組の内容や放送予定等を案内するサービス。手嶋彩子「EPG」2008.3. 情報・知識 & オピニオン imidas ウェブサイト <<https://imidas.jp/genre/detail/A-124-0155.html>>

(27) 欧州評議会（Council of Europe）は、EU とは別個の、人権、民主主義、法の支配の分野で国際社会の基準策定を主導する国際機関である。

(28) 欧州言語共通参照枠組み（Common European Framework of Reference for Languages: CEFR）は、外国語の習得状況等を示す欧州共通の枠組みであり、基礎的な言語使用の段階（A1, A2）、自立した言語使用が可能な段階（B1, B2）、言語に熟達した段階（C1, C2）の 6 段階に分かれる。B2 は、自分の専門分野の技術的な議論を含め、具体的・抽象的なトピックについて、複雑な文章の主要な考え方を理解することができるレベルとされている。“Global scale - Table 1 (CEFR 3.3): Common Reference levels.” Council of Europe website <<https://www.coe.int/en/web/common-european-framework-reference-languages/table-1-cefr-3.3-common-reference-levels-global-scale>>

さの水準を超えず、理解可能であるようにすること。

- (f) 電子書籍に関しては、次の方法によること。
 - (i) 電子書籍にテキストに加えて音声が含まれている場合には、テキストと音声が同期して提供されるようにすること。
 - (ii) 電子書籍のデジタルファイルが支援技術の正常な動作を妨げないようにすること。
 - (iii) コンテンツへのアクセス、ファイルコンテンツ及び動的レイアウトを含むレイアウトの操作、コンテンツ表示における構造、柔軟性及び選択を確保すること。
 - (iv) 知覚可能で、理解可能で、操作可能で、かつ堅牢な方法による、コンテンツの代替的な再現及び様々な支援技術との相互運用性を可能にすること。
 - (v) メタデータを通じてアクセシビリティ機能について情報提供することで、電子書籍を見つけることができるようにすること。
 - (vi) デジタル著作権管理措置がアクセシビリティ機能を阻害しないようにすること。
- (g) 電子商取引サービスに関しては、次の方法によること。
 - (i) 販売される商品及びサービスに責任を負う事業者から当該商品又はサービスのアクセシビリティに関する情報が提供される場合には、当該情報を提供すること。
 - (ii) 本人確認、安全性及び決済のための機能性が、製品ではなくサービスの一部として提供される場合に、知覚可能で、操作可能で、理解可能で、かつ堅牢なものにすることにより、当該機能性のアクセシビリティを確保すること。
 - (iii) 知覚可能で、操作可能で、理解可能で、かつ堅牢な本人確認方法、電子署名及び決済サービスを提供すること。

第5節 最も適切な PSAP による欧州単一緊急電話番号「112」への緊急通信への応答に関連した特定のアクセシビリティ要件（略）

第6節 第24条第2項に基づく製品及びサービスの特性、要素又は機能のアクセシビリティ要件（略）

第7節 機能性能基準

障害者による予測可能な利用を最大化するために、この附属書の第1節から第6節に定めるアクセシビリティ要件が、製品の設計及び生産又はサービスの提供における1つ以上の機能に対応していない場合、それらの機能又は手段は、関連する機能性能基準を遵守することによってアクセス可能なものであるようにしなければならない。

機能性能基準は、1つ以上の特定の技術要件がアクセシビリティ要件で言及されている場合であって、該当する機能性能基準の適用がアクセシビリティ要件を遵守し、かつ、当該機能性能基準の適用により、製品の設計及び生産並びにサービスの提供が、障害者による予測可能な利用に対し同等の又は向上したアクセシビリティをもたらすことが確定しているときにのみ、当該技術要件の代替として利用することができる。

(a) 視覚を用いない利用

製品又はサービスが視覚的な操作方法を提供する場合、視覚を必要としない操作方法を少なくとも1つ提供しなければならない。

- (b) 限定的な視力での利用
製品又はサービスが視覚的な操作方法を提供する場合、ユーザが限られた視力で製品を操作できるような操作方法を少なくとも1つ提供しなければならない。
- (c) 色覚を用いない利用
製品又はサービスが視覚的な操作方法を提供する場合、ユーザの色覚を必要としない操作方法を少なくとも1つ提供しなければならない。
- (d) 聴覚を用いない利用
製品又はサービスが聴覚的な操作方法を提供する場合、聴覚を必要としない操作方法を少なくとも1つ提供しなければならない。
- (e) 限定的な聴力での利用
製品又はサービスが聴覚的な操作方法を提供する場合、限定的な聴力を有するユーザが製品を操作できるような、音声増強機能を備えた操作方法を少なくとも1つ提供しなければならない。
- (f) 発声能力[vocal capability]を用いない利用
製品又はサービスがユーザの声による入力を必要とする場合、声による入力を必要としない操作方法を少なくとも1つ提供しなければならない。声による入力には、発話、口笛、舌打ち音等の、口で生成される音を含む。
- (g) 限定的な手動操作能力又は力による利用
製品又はサービスが手の動作を必要とする場合、微細な運動制御及び操作、手の力又は複数の制御装置の同時制御を必要としない代替動作によってユーザが製品を利用できるような操作方法を少なくとも1つ提供しなければならない。
- (h) 限定的な可動域による利用
製品の操作要素は、全てのユーザの可動域内になければならない。製品又はサービスが手動の操作方法を提供する場合、可動域が限定され、力が制限された状態で操作可能な少なくとも1つの操作方法を提供しなければならない。
- (i) 光過敏性発作を誘発するリスクの最小化
製品が視覚的な操作方法を提供する場合、光過敏性発作を誘発する操作方法を回避しなければならない。
- (j) 限定的な認知を伴う利用
製品又はサービスは、より簡単で使いやすい機能を組み込んだ操作方法を少なくとも1つ提供しなければならない。
- (k) プライバシー
製品又はサービスにアクセシビリティのために提供される機能が組み込まれている場合、アクセシビリティのために提供されるそれらの機能を使用する際に、プライバシーを保つ操作方法を少なくとも1つ提供しなければならない。

附属書II 附属書Iのアクセシビリティ要件を満たすことに寄与する可能な解決策の非拘束的な具体例(略)

附属書 III この指令の対象であるサービスが提供される建築環境に関する第4条第4項の目的のためのアクセシビリティ要件

サービスが提供され、サービス提供者の責任の下にある第4条第4項にいう建築環境につき、障害者による予測可能な利用が自立した形で行われることを最大化するため、公衆がアクセスできる区域のアクセシビリティには、次の側面が含まれていなければならない。

- (a) 関連する屋外の区域及び施設の利用
- (b) 建物への通路
- (c) 入口の利用
- (d) 水平移動における通路の利用
- (e) 垂直移動における通路の利用
- (f) 公衆による部屋の利用
- (g) サービスの提供に利用する機器及び設備の利用
- (h) トイレ及び衛生設備の利用
- (i) 出口、避難経路及び緊急時計画構想の利用
- (j) 複数の感覚経路を介したコミュニケーション及び方向付け
- (k) 予測可能な目的での施設及び建物の利用
- (l) 屋内外の環境における危険からの保護

附属書 IV 適合性査定手続—製品（略）

附属書 V アクセシビリティ要件を満たすサービスに関する情報（略）

附属書 VI 過度の負担の査定基準

査定を実施し、文書化するための基準は、次のとおりとする。

1. 製品の製造、流通若しくは輸入又はサービス提供のための事業者の総費用（運営費及び資本支出）に対する、アクセシビリティ要件を遵守するための純費用の比率
アクセシビリティ要件を遵守するための純費用を査定するために使用する要素は、次のとおりとする。
 - (a) 査定で考慮される単発の組織費に関する基準
 - (i) アクセシビリティの専門知識を有する人的資源の追加に関する費用
 - (ii) アクセシビリティに関する人材育成及び能力習得に関する費用
 - (iii) 製品開発又はサービス提供にアクセシビリティを含めるための新たな工程の開発に関する費用
 - (iv) アクセシビリティに関するガイダンス資料の作成に関する費用
 - (v) アクセシビリティに関する法律を理解するための単発費用
 - (b) 査定で考慮される継続的な生産費用及び開発費用に関する基準
 - (i) 製品又はサービスのアクセシビリティ機能の設計に関する費用
 - (ii) 製造工程で発生する費用
 - (iii) 製品又はサービスのアクセシビリティ検査に関する費用
 - (iv) 文書策定に関する費用

2. 特定の製品又はサービスの使用量及び使用頻度を考慮した上での、障害者の推定利益に関連した、生産工程及び投資を含めた事業者の推定費用及び推定利益
3. 事業者の純売上高に対するアクセシビリティ要件を遵守するための純費用の比率
アクセシビリティ要件を遵守するための純費用を査定するために使用する要素は、次のとおりとする。
 - (a) 査定で考慮される単発の組織費に関する基準
 - (i) アクセシビリティの専門知識を有する人的資源の追加に関する費用
 - (ii) アクセシビリティに関する人材育成及び能力習得に関する費用
 - (iii) 製品開発又はサービス提供にアクセシビリティを含めるための新たな工程の開発に関する費用
 - (iv) アクセシビリティに関するガイダンス資料の作成に関する費用
 - (v) アクセシビリティに関する法律を理解するための単発費用
 - (b) 査定で考慮される継続的な生産費用及び開発費用に関する基準
 - (i) 製品又はサービスのアクセシビリティ機能の設計に関する費用
 - (ii) 製造工程で発生する費用
 - (iii) 製品又はサービスのアクセシビリティ検査に関する費用
 - (iv) 文書策定に関する費用

(はまの めぐみ)

